

第3回 厚生労働省統計調査の省内事業仕分け

平成22年11月29日(月)

14:00~16:00

厚生労働省12階 専用15・16会議室

議 事 次 第

○ 議 事

1. 統計調査の省内事業仕分けについて
2. その他

[配付資料]

- 資料1 これまで廃止した厚生労働統計調査について
- 資料2 政府統計オンライン調査総合窓口において使用する電子調査票開発状況等について
- 資料3 調査票情報の提供等に係るリソースについて
- 資料4 統計事業予算等について
- 資料5-1 国民健康・栄養調査について
- 資料5-2 全国在宅障害児・者等実態調査(仮称)について
- 資料6-1 回収率が低い統計調査について
- 資料6-2 公表時期が遅い統計調査について
- 資料6-3 統計調査の実施に係る費用対効果について
- 資料7 厚生労働省統計調査の事業仕分け報告(たたき台)案
- 資料8 厚生労働省統計調査一覧

これまでに廃止した厚生労働統計調査（平成8年～平成22年）について（案）

厚生労働省においては、従来から行政施策上のニーズにあわせ、適宜、必要な調査内容の変更、改善なども図られてきたが、過去の行政改革により政府の人員や予算が削減される中、厚生労働統計調査を逐次廃止しており、第2回資料1における厚生労働統計調査の廃止した理由については、概ね、以下に整理される。

1 行政施策上の必要性が低下し廃止した調査

過去においては行政施策上、把握する必要があったが、廃止当時はその必要性も低下し（法令の改正など）、過去の調査結果などにより、一定の傾向が把握可能であったことや、厳しい予算状況も踏まえ、予算的な優先順位の観点から、廃止された調査。

○老人保健福祉計画等統計調査、出稼労働者雇用等実態調査、雇用管理調査、林業労働者職種別賃金調査、屋外労働者職種別賃金調査、産業労働事情調査、人口動態社会経済面調査、生活保護動態調査
など

2 より重要な行政施策上のニーズが生じたため（別調査の立ち上げ含む）、スクラップ&ビルドの観点から廃止した調査

○保健福祉動向調査

3 別の行政記録情報の活用や別の統計調査の調査事項の見直しなどにより、必要な情報が代替可能なことから廃止した調査

○臨時・日雇労働費用等調査、健康・福祉関連サービス需要実態調査、伝染病統計、健康・福祉関連サービス産業統計調査

4 その他

調査実施に関わる関係機関の人員削減などを踏まえ、業務簡素化の観点から廃止した調査

○雇用状況実態調査

これまでに廃止した厚生労働統計調査一覧(平成8年～平成22年)

廃止年	調査名	周期	旧法種別	備考
平成20年	老人保健福祉計画等統計調査	毎年	届	
平成20年	国民健康保険医療給付実態調査	毎年	届	
平成20年	医療給付受給者状況調査	毎年	届	
平成19年	出稼労働者雇用等実態調査	2年周期	承	
平成18年	病院経営収支調査	毎年	承	
平成18年	監督指導業務及び措置状況等報告	毎年	届	
平成18年	賃金不払事件、貯蓄金返還不能事件及び工賃不払事件処理状況報告	毎年	届	
平成18年	雇用状況実態調査	毎年	承	
平成18年	年金数理基礎調査	毎年	届	
平成17年	臨時・日雇労働費用等調査	5年周期	承	
平成17年	保健福祉動向調査	3年に2回	承	
平成17年	雇用管理調査	毎年	承	
平成17年	林業労働者職種別賃金調査	毎年	承	
平成17年	屋外労働者職種別賃金調査	毎年	指	
平成16年	産業労働事情調査	毎年	承	
平成15年	外資系企業の労使関係等実態調査	4年周期	承	
平成14年	生活衛生関係営業経営実態調査	毎年	承	
平成13年	健康保険診療状況実態調査	毎年	承	
平成13年	国民健康保険診療状況実態調査	毎年	届	
平成12年	健康・福祉関連サービス需要実態調査	3年周期	承	
平成12年	専門職種別労働力需給状況調査	毎年	承	
平成12年	民間教育訓練実態調査	毎年	承	
平成12年	公益質屋実態調査	2年周期	届	
平成12年	人口問題に関する意識調査	5年周期	承	
平成11年	伝染病統計	毎月	届	
平成11年	健康・福祉関連サービス産業統計調査	3年周期	承	
平成11年	結核・感染症発生動向調査	週	届	
平成11年	在宅高齢者福祉サービス利用料等実態調査	毎年	承	
平成10年	人口動態社会経済面調査	毎年	承	
平成10年	血液製剤使用実態調査	毎年	届	
平成9年	生活保護動態調査	毎月	届	
平成9年	社会福祉施設運営実態調査	毎年	承	
平成8年	医療用具品目指定調査	毎年	承	

これまでに統合を図った厚生労働統計調査一覧(平成8年～平成22年)

統合年	統合前調査名	旧法種別	統合先調査名	旧法種別
平成18年	労働者派遣事業に関する調査	承	サービス産業・非営利団体等投入調査	
平成17年	歯科用薬剤価格調査	承	医薬品価格調査	承
平成16年	児童環境調査	承	全国家庭児童調査	承
平成15年	喫煙と健康問題に関する実態調査	承	国民健康・栄養調査	承
平成15年	循環器疾患基礎調査	承	国民健康・栄養調査	承
平成15年	糖尿病実態調査	承	国民健康・栄養調査	承
平成14年	国民健康保険事業年報	承	国民健康保険事業月報等	承
平成14年	国民健康保険診療施設年報	承	国民健康保険事業月報等	承
平成13年	介護サービス世帯調査	承	国民生活基礎調査	指
平成13年	身体障害者等就業実態調査	承	身体障害児・者等実態調査	承
平成13年	身体障害者実態調査	承	身体障害児・者等実態調査	承
平成13年	身体障害児実態調査	承	身体障害児・者等実態調査	承
平成12年	老人保健施設調査	承	介護サービス施設・事業所調査	承
平成12年	訪問看護実態調査	承	介護サービス施設・事業所調査	承
平成12年	老人訪問看護・訪問看護報告	承	介護サービス施設・事業所調査	承
平成12年	被保護者生活実態調査	承	社会保障生計調査	承
平成11年	老人保健事業報告	届	地域保健・老人保健事業報告	届
平成10年	医療機器産業実態調査	承	医薬品・医療機器産業実態調査	承
平成8年	母体保護統計統計報告	届	衛生行政報告例	届
平成7年	保険薬局実態調査	承	医療経済実態調査	承
平成7年	賃金事情調査	承	賃金事情等総合調査	承
平成7年	労働時間、休日・休暇調査	承	賃金事情等総合調査	承
平成7年	退職金、年金及び定年制事情調査	承	賃金事情等総合調査	承

政府統計オンライン調査総合窓口において
使用する電子調査票開発等状況について

	調達の方法 (一般競争/随意)	調達額 (千円)	調査客体数	オンライン回答 調査客体数	参考数値	
					オンライン化率 (オンライン回答調査 客体数/調査客体数)	年間効果試算 (郵送料80円、入力経費 20円として試算) (千円)
病院報告	一般競争	1,397	平成22年8月分報告 約10,200	4,623	45.3%	約5,550
毎月勤労統計調査	一般競争	3,308	平成22年6月調査 約43,500	7,218	16.6%	約8,660
労働経済動向調査	一般競争	※1	平成22年8月調査 約5,800	188	3.2%	約80
労働災害動向調査	一般競争	1,680	平成22年総合工事業 調査(上半期) 約2,200 ※2	462	21.0%	約50
薬事工業生産動態統計調査	一般競争	※1	平成22年10月調査 約13,000	1,469	11.3%	約1,760
医療施設静態調査	平成23年調査より実施すべく予算要求中					
労働組合基礎調査	平成24年調査より実施すべく予算要求中					

※1 平成18年度において、政府統計共同利用システムの設計・開発等業務の一部として、電子調査票を開発したものであり、個々の調査の調査票の開発金額は不明である。

※2 労働災害動向調査は、総合工事業調査に加え、事業所調査を実施している。事業所調査における昨年度の実績としては、調査客体約25,400事業所のうち、労働者数500人以上規模事業所(約2,300)をオンライン調査の対象として実施し、オンラインで回答のあった調査客体数は264件であった。なお、事業所調査におけるオンライン調査対象客体については、順次拡大することとしており、将来的には全調査客体がオンラインで回答が可能となる予定である。

※3 調達内容には電子調査票の基本設計、詳細設計、テストに加え、政府統計共同利用システムとのバックアップ環境での結合テスト、実運用環境での総合テスト、電子調査票上で行う簡易な入力チェック(必須項目、数値範囲、計算結果、項目間の簡易な関連性チェック等)のプログラミング作業等が含まれる。

別記様式第一
統計法に基づく
一般統計調査

病院報告(患者票)

読み込み クリア
紙で保存したデータを読み込みます ページ内の欄番内容をクリアします。

平成 年 月分

都道府県名 施設名
 保健所名 所在地
 保健所番号 整理番号 訂正・追加報告

区分	在院患者 延数	月末在院 患者数	新入院 患者数	同一医療機関内の 他の種類の病状か ら移された患者数	退 院 患者数	同一医療機関内の 他の種類の病状へ 移された患者数
総数	5	6	7		8	
精神病床 (1)	9	10	11		12	
感染症病床 (2)	13	14	15		16	
結核病床 (3)	17	18	19		20	
療養病床 (4)	21	22	23	24	25	26
一般病床 (5)	27	28	29		30	

区分	在院患者 延数	月末在院 患者数	新入院 患者数	同一医療機関内の 介護療養病床以外の 種類の病状を有する 病状から移された患者 数	退 院 患者数	同一医療機関内の 介護療養病床以外の 種類の病状を有する 病状から移された患者 数	月 末 病 床 数
介護療養病床 (6)	31	32	33	34	35	36	37

外来患者延数
 備考

チェック欄

保健所 受付 36
 市 受付 38
 都道府県 受付 50

注: 1 ※印は保健所で記入すること。
 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

調査票全体保存 PDFで一時的に保存します。
 回答データのみ保存 形式変更を行い、正常であれば紙データとして保存します。
 回答データ送信 回答データ(HTML)を送信します。

別記様式第一
統計法に基づく
一般統計調査

病院報告(患者票)

読み込み クリア
紙で保存したデータを読み込みます ページ内の欄番内容をクリアします。

平成 年 月分

都道府県名 施設名
 保健所名 所在地
 保健所番号 整理番号 訂正・追加報告

区分	在院患者 延数	月末在院 患者数	新入院 患者数	同一医療機関内の 他の種類の病状か ら移された患者数	退 院 患者数	同一医療機関内の 他の種類の病状へ 移された患者数
総数						
精神病床 (1)						
感染症病床 (2)						
結核病床 (3)						
療養病床 (4)	5	6	7	8	9	10
一般病床 (5)						

区分	在院患者 延数	月末在院 患者数	新入院 患者数	同一医療機関内の 介護療養病床以外の 種類の病状を有する 病状から移された患者 数	退 院 患者数	同一医療機関内の 介護療養病床以外の 種類の病状を有する 病状から移された患者 数	月 末 病 床 数
介護療養病床 (6)	11	12	13	14	15	16	17

外来患者延数
 備考

チェック欄

保健所 受付 25
 市 受付 27
 都道府県 受付 29

注: 1 ※印は保健所で記入すること。
 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

調査票全体保存 PDFで一時的に保存します。
 回答データのみ保存 形式変更を行い、正常であれば紙データとして保存します。
 回答データ送信 回答データ(HTML)を送信します。



別記様式第一の二
統計法に基づく
一般計調査

病院報告(従事者票)

読み込み **クリア**
編入済みのデータを読み込みます。 ページ内の回答内容をクリアします。

平成 年分

都道府県名

保健所名

病院名

所在地

※1 保健所符号

※1 整理番号

訂正・追加報告

職種	常勤		非常勤 ※2	
	「常勤」従事者の人数		「非常勤」従事者の常勤換算 (小数点第2位四捨五入) 結果	
(01) 医師	1	2	3	4
(02) 歯科医師	5	6	7	8

職種	実人員		常勤換算 ※3	
	「常勤」「非常勤」 従事者の人数		「常勤」「非常勤」従事者の常勤換算 (小数点第2位四捨五入) 結果	
(03) 薬剤師	10	11	12	13
(04) 保健師	14	15	16	17
(05) 助産師	18	19	20	21
(06) 看護師	22	23	24	25
(07) 准看護師	26	27	28	29

職種	常勤換算 ※3
「常勤」「非常勤」従事者の常勤換算 (小数点第2位四捨五入) 結果	
(08) 看護業務補助者	25
(09) 理学療法士 (PT)	27
(10) 作業療法士 (OT)	29
(11) 視能訓練士	31
(12) 言語聴覚士	33
(13) 義肢装具士	35
(14) 歯科衛生士	37
(15) 歯科技工士	39
(16) 診療放射線技師	41
(17) 診療エックス線技師	43
(18) 臨床検査技師	45
(19) 衛生検査技師	47
(20) 臨床工学士	49
(21) あん摩マッサージ師	51
(22) 柔道整復師	53
(23) 管理栄養士	55
(24) 栄養士	57
(25) 精神保健福祉士	59
(26) 社会福祉士	61
(27) 介護福祉士	63
(28) その他の技術員	65
(29) 医療社会事業者 従事者	67
(30) 事務職員	69
(31) その他の職員	71

備考

注1) 「※1」印は保健所で記入すること。
 注2) 「※2」「※3」印は記入要領を参照の上、記入すること。

チェック欄 保健所 受付 市 受付 都道府県 受付

調査票全体保存 **回答データのみ保存** **回答データ送信**
PDFで一時的に保存します。 形式審査を行い、正常であればExcelデータとして保存します。 回答データ(Excel)を送信します。

読み込み
XMLで保存したデータを読み込みます。

クリア
ページ内の回答内容をクリアします。

統計法に基づく基礎統計調査

毎月勤労統計調査調査票



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

月 日 から 月 日 まで

1,000人以上 30~99人
 300~999人 5~29人
 100~299人

平成 年 月 分

都道府県番 号	事業所一連番号	事業所名

常用労働者の性別		5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください)		8 現金給与額(税込み額です。)			
		(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	千円	千円	千円	①賞与 千円
女	2												②定期・ベースアップ等の追給()月分から()月分 千円
計	3												③3ヵ月を超える期間で算定される通勤手当 千円
うち、パートタイム労働者	4												その他(名称別に金額を記入してください。) 千円
④ 千円													⑤ 千円

◎計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況(調査期間中に、次のことがあった場合は該当する箇所を選んだ後、右の備考欄にその概略を記入してください。)

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考(本月分の報告内容と前月分間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。)

正社員→パート(アルバイト)の就業形態変更
 前月分調査票の人数把握誤り

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

回答データを残したい場合は右下の「回答データ送信」ボタンを押す前に保存または印刷をしてください。
 ご協力ありがとうございました。

調査票全体保存
PDFで一時的に保存します。

回答データのみ保存
形式審査を行い、正常であればXMLデータとして保存します。

回答データ送信
回答データ(XML)を送信します。

総務省承認No
承認期限 平成 年 月 日まで

労働経済動向調査
労働経済動向調査票
(平成 年 月調査)

厚生労働省
(提出期限 月 日まで)

この調査票に入力された事項については、個別企業の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご入力ください。
 <問い合わせ先>
 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課
 労働経済第二係
 〒100-8916
 東京都千代田区霞が関1-2-2
 中央合同庁舎第5号館
 Tel. 03(5253)1111 内線7614・7624

殿

記入 担当者	所属部課名	企業の全常用労働者数 (該当する欄を選んでください。)			
	電子メールアドレス	1,000人以上	300～999人	100～299人	30～99人

万一、事業所名、記入担当者項目等に間違いがございましたら、お手数ですが訂正ください。
 (注意) これからの設問は、本社、支社、工場及び営業所ごとにそれぞれ別の事業所となりますので、以下の項目についての回答は、貴事業所の分についてお答えください。

I 生産・売上等の動向と増減(見込)理由

(貴事業所が本社で、管理事務のみの場合は、本問Iについては回答の必要はありません。)

1 生産・売上額等の対前期増減(見込)状況及び理由

製造業では生産額、建設業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業では売上額、金融・保険業では経常利益のいずれも3ヵ月の合計と比較してください。

期間	状況欄	主な理由欄
平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	状況	理由
平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	状況	理由
平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	状況	理由

II 雇用、労働時間の動向

1 所定外労働時間の対前期増減(見込)状況

期間	状況欄
平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	状況
平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	状況
平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	状況

2 労働者数の対前期増減(見込)状況

該当する区分の労働者について各期末(1～3月なら3月末現在)の労働者数を、比較してください。なお、比較する両方の時期に労働者がいない場合は空欄のままにしてください。

労働者の区分	期間	増加	ほぼ同じ	減少
全労働者	平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
常用	平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
臨時・季節	平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
パートタイム	平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
派遣労働者	平成18年1～3月は、平成17年10～12月に比べ (実績)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年4～6月は、1～3月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	平成18年7～9月は、4～6月に比べ (見込)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

3 労働者の中途採用の実績・予定、理由及び充足状況

(1) 貴事業所では、中途採用の実績(予定)がありますか。「あり」の場合、雇用形態別、職種別に採用の実績(予定)について期別に該当する部分をすべてチェックしてください。

期 間	あり	雇用形態										なし	未定	
		常用	臨時 季節	パート タイム	管理 事務	専門 技術	販売	サービス	運輸 通信	技能工	単純工			
平成18年1～3月 (実績)	<input type="checkbox"/>													
平成18年4～6月 (予定)	<input type="checkbox"/>													
平成18年7～9月 (予定)	<input type="checkbox"/>													

「あり」の場合、下記の質問(2)、次頁の質問(3)にもお答えください。

(2) 中途採用実績・予定が「あり」の場合の主な理由は何ですか、主な理由を1つ選んでください。

雇用の補充	<input type="radio"/>
新規卒業者の採用	<input type="radio"/>
離職率(退職額)の上昇	<input type="radio"/>
設備・部門の拡充	<input type="radio"/>
経験者の確保	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>

- (3) 平成18年1～3月（実績）に中途採用を行った分の充足状況を雇用形態別、職種別の充足状況について該当する部分をチェックしてください。
採用しなかった雇用形態及び職種の欄は空欄のままにしてください。

区分	雇用形態			職種						
	常用	臨時季節	パートタイム	管理事務	専門技術	販売	サービス	運輸通信	技能工	単純工
充足	<input checked="" type="checkbox"/>									
未充足	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

III 労働者の過不足感

該当する区分の労働者について5月1日現在の状況を選んでください。
なお、労働者がいない区分は空欄のままにしてください。

労働者の区分	過剰		適当	不足	
	おおいに過剰	やや過剰		やや不足	おおいに不足
雇用形態	全労働者				
	常用				
	臨時・季節				
	パートタイム				
職種	管理				
	事務				
	専門・技術				
	販売				
	サービス				
	運輸・通信				
	技能工				
	単純工				

IV 雇用調整等の実施状況

期別に該当する部分をすべて選んでください。

- 1 貴事業所では雇用調整を実施しましたか。又は予定がありますか。
実施していない又は予定がない場合には必ず「特別な措置はとらない」の項目をチェックしてください。

期間	平成18年1～3月 (実績)	平成18年4～6月 (予定)	平成18年7～9月 (予定)
就業規制			
休日の振替、夏季休暇等の 休日・休暇の増加			
臨時・季節、パートタイム 労働者の再契約停止・解雇			
中途採用の削減・停止			
配置転換			
出向			
一時休業(一時帰休)			
希望退職者の募集、解雇			
特別な措置はとらない			

- 2 下記の措置について実施しましたか。又は予定がありますか。

期間	平成18年1～3月 (実績)	平成18年4～6月 (予定)	平成18年7～9月 (予定)
換算時間・日数の短縮			
賃金等労働費用の削減			
下請・外注の削減			

V 平成19年新規学卒者の採用内定状況

- 1 貴事業所では平成19年新規学卒者^(注1)の採用予定者数は、平成18年新規学卒者^(注2)の採用者に比べてどう変わりますか。
 学歴別に該当する番号を1つ選んでください
 なお、本社で採用する新規学卒者については、貴事業所でわかる範囲で、配属予定者を学歴別にお答えください。

学 歴	増加	増加の場合で18年は採用しなかったが19年は採用する	ほぼ同じ	減少	減少の場合で18年は採用したが19年は採用しない	18年は採用してが19年も採用しない	未定	本社等でしか回答できない
高 校 卒								
高 専 ・ 短 大 卒								
大 学 卒 (大学既卒を含む)	文科系							
	理科系							
専 修 学 校 卒 ^(注3)								

(注1) 「平成19年新規学卒者」とは、平成19年3月卒業予定者又は既卒者についても概ね卒業後1年以内の者を新規学卒者とほぼ同等の条件で平成19年度に採用する者をいいます。
 (注2) 「平成18年新規学卒者」とは、平成18年3月卒業予定者又は既卒者についても概ね卒業後1年以内の者を新規学卒者とほぼ同等の条件で平成18年度に採用した者をいいます。
 (注3) 「専修学校」とは、学校教育法第82条の2に規定する学校で、通常、専門学校と呼ばれている学校です。例えば、〇〇情報処理専門学校、〇〇デザイン専門学校等が該当します。

[平成19年採用予定者と平成18年採用者の比較で、「増加」又は「減少」と答えられた事業所は、以下の質問にもお答えください]

- 2 増加又は減少の主な理由を学歴別に該当する箇所を1つ又は2つ選んでください。

学 歴	高校卒	高専・短大卒	大 学 卒 (大学既卒を含む)		専修学校卒
			文科系	理科系	
増 加 の 理 由	経営状態の好転・既存事業の拡大				
	新規事業への進出				
	技術革新への対応・研究開発体制の充実				
	販売・営業部門の増強				
	年齢等人員構成の適正化				
	退職者の増加				
	前年は新規学卒者の確保が十分でなかった				
	労働時間短縮への対応				
	その他				
	減 少 の 理 由	経営状態の悪化・事業の縮小			
人件費比率の抑制・要員管理の見直し					
技術革新等による省力化					
退職者の減少					
前年は新規学卒者の採用が多すぎた					
中途採用の充実・拡大					
臨時・パートタイム労働者等で代替					
配置転換や出向者の受入れ					
その他					

ご協力ありがとうございました。
 回答データを残したい場合は左の登録ボタンを押す前に印刷してください。
 (登録ボタンを押すと「調査票データのDB登録/更新」画面に遷移します)

調査票全体保存
PDFで一斉保存します。

回答データのみ保存
形式管理を行い、正常であればDBデータとして保存します。

回答データ (XML) を送信します。

第六号様式

秘

指定統計第18号
 薬事工業生産動態統計調査

薬事工業生産動態統計調査

医療部外品生産(輸入)月報

部

提出月日
 翌月10日

厚生労働省医政局

A表

1 平成 年 月 分		2 (1)月別 (2)職名 (3)事業所番号 (4)区分		3 提出枚数		4 申告義務者職名・氏名		5 記入担当者氏名									
6 委託先事業所番号	7 品名	8 理医	9 記号							10 生産額(円)金			11 数量				
			品名規格	薬効分類	剤型	剤量	剤数	剤価	剤価	生産(輸入)	出 荷	月 末 在 庫	生産(輸入)	出 荷	月 末 在 庫		
事業所番号 ()		事業所名		事業所所在地		電話番号											
0																	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
計																	

平成22年病院報告電子調査票
開発業務に係る調達仕様書

平成21年5月
厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健統計課保健統計室

目次

1	調達件名	1
2	作業の概要	1
(1)	目的	1
(2)	用語の定義	1
(3)	業務の概要	2
(4)	情報システム化の範囲	2
(5)	作業内容・納入成果物	3
(6)	調達担当課室・連絡先	7
3	情報システムの要件	7
(1)	機能要件	7
(2)	画面要件	7
(3)	帳票要件	8
4	規模・性能要件	9
(1)	規模要件	9
(2)	性能要件	9
5	信頼性等要件	9
(1)	拡張性要件	9
6	情報セキュリティ要件	9
(1)	権限要件	9
(2)	情報セキュリティ対策	10
7	情報システム稼働環境	10
(1)	全体構成	10
(2)	ソフトウェア要件	10
8	テスト要件定義	10
(1)	テストに係る役割分担	11
(2)	テスト実施体制と役割	11
(3)	テスト実施計画の作成	11

(4)	テスト環境	11
(5)	テスト方法	11
9	移行要件定義	12
(1)	教育に係る要件	12
10	作業の体制及び方法	14
(1)	作業の体制	14
(2)	開発方法	14
(3)	スケジュール管理要件	14
(4)	リスク管理要件	14
(5)	品質管理要件	15
(6)	要員管理要件	15
(7)	課題管理要件	15
(8)	検収	15
(9)	瑕疵担保責任	15
11	特記事項	16
(1)	制約条件	16
(2)	著作権等	16
(3)	機密保持	17
(4)	その他	17

1 調達件名
平成22年病院報告電子調査票開発業務

2 作業の概要

(1) 目的

厚生労働省では病院報告において、「政府統計共同利用システム」におけるオンライン調査システムによるオンライン調査を平成22年1月分患者票（平成22年2月1日受付開始）及び平成22年従事者票（平成22年10月1日受付開始）から導入する。

このため、「政府統計共同利用システム」におけるオンライン調査システムの仕様に準じて、病院報告の電子調査票を開発する。

(2) 用語の定義

表 2-1 用語の定義

用語	定義
政府統計共同利用システム	政府全体で取り組んでいる業務・システム最適化の一環（統計調査等業務の業務・システム最適化）として総務省が中心となって整備されたシステムで、各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共有するためのシステムの総称であり、13のサブシステムで構成されている。
オンライン調査システム	政府統計共同利用システムのサブシステムのひとつで、政府が実施する統計調査をオンライン化するために各種の共通化された機能を備える。
オンライン調査に係るガイドライン（電子調査票開発編）（平成21年2月12日）	政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムで利用する電子調査票の開発手順をまとめたガイドライン。
病院報告	病院報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握するものであり、病院及び療養病床を有する診療所の管理者が報告票を作成し、保健所・都道府県を経由して厚生労働省に提出する。
患者票、従事者票	病院報告には患者票と従事者票がある。 患者票は、全国の病院及び療養病床を有する診療所を対象とし毎月報告される。 従事者票は、全国の病院を対象とし年1回報告される。

表 2-2 病院報告の体系

	患者票	従事者票
調査対象	全国の病院及び療養病床を有する診療所	全国の病院
調査方式	病院及び療養病床を有する診療所の管理者が報告票を作成し、保健所・都道府県等を通じて厚生労働省に提出	病院の管理者が報告票を作成し、保健所・都道府県等を通じて厚生労働省に提出
調査時期	毎月	年1回
公表時期	毎月(概数)、年1回(確定数)	年1回
調査対象数	約11,000施設	約9,000施設

(3) 業務の概要

病院報告では「政府統計共同利用システム」におけるオンライン調査システムを利用したオンライン調査を導入する(「別紙1 オンライン調査システムを利用した病院報告全体図」参照)。

本調査は、患者票については全国の病院及び療養病床を有する診療所が月間の患者数等を毎月報告するものであり、従事者票については全国の病院が従事者数を毎年1回報告するものである。

(4) 情報システム化の範囲

ア. 電子調査票の開発

イ. 政府統計共同利用システムの設定

電子調査票が、政府統計共同利用システム上で正常に稼働するよう各種の設定作業を実施する。

ウ. テストの実施(単体テスト、結合テスト、総合テスト)

開発した電子調査票が、政府統計共同利用システム上で正常に稼働するよう

テストを実施する。

エ. 教育訓練の実施

人口動態・保健統計課保健統計室職員(以下、保健統計室職員)、都道府県・保健所等職員及び病院・診療所がオンライン調査システムを使用するにあたって、必要な知識を教育すること。

(5) 作業内容・納入成果物

ア. 作業内容

本件の受託者は、以下に示す作業を実施すること。また、電子調査票の仕様は、以下に基づき実施すること。

なお、作業の詳細については、受託後人口動態・保健統計課保健統計室(以下、保健統計室)との協議により決定するものとする。

- 別添1「オンライン調査に係るガイドライン電子調査票開発編(平成21年2月12日)」

表 2-3 作業内容一覧

No	作業内容	概要説明	SLCP-JCF98のアクティビティとの関係	履行期限
1	プロジェクト管理	スケジュール、リスク及び品質等の本プロジェクトに係る包括的な管理を行う。	1.2.4~1.2.7	H22年2月末日まで
2	基本設計	既存の紙の調査票を基に、要求仕様を明確にし、電子調査票のレイアウト、基本構成、エラーチェック内容等を定義する。	1.4.2~1.4.3、 1.4.6	(患者票) H21年7月22日まで (従事者票) H21年11月24日まで
3	詳細設計	調査票の項目ごとの属性を定義する。また、エラーチェック内容のロジックを定義する。	1.4.7	(患者票) H21年8月14日まで (従事者票) H21年12月16日まで
4	製造・単体テスト	調査票の回答内容に関するチェックプログラム製造及び製造したプログラムが単体で正常に動作することを確認する。	1.4.8	(患者票) H21年9月25日まで (従事者票) H22年1月29日まで
5	結合テスト	政府統計共同利用システムの研修・検証環境にて、オンライン調査システムと正常に連動して動作することを確認する。	1.4.9~1.4.10	(患者票) H21年10月23日まで (従事者票) H22年2月12日まで

No	作業内容	概要説明	SLCP-JCF98のアクティビティとの関係	履行期限
				日まで
6	総合テスト	政府統計共同利用システムの本番環境にて、業務遂行が可能であること等、システムとしての最終品質確保のためのテストを行う。	1.4.11~1.4.12	(患者票) H21年11月16日まで (従事者票) H22年2月末日まで
7	教育訓練	保健統計室職員に対して、電子調査票及びオンライン調査システムの使用にあたって、必要な教育を行う。教育にあたっては、システム利用のためのマニュアルを教育教材として作成し納品すること。	3.4.1~3.4.2	H21年11月30日まで

イ. 履行期間

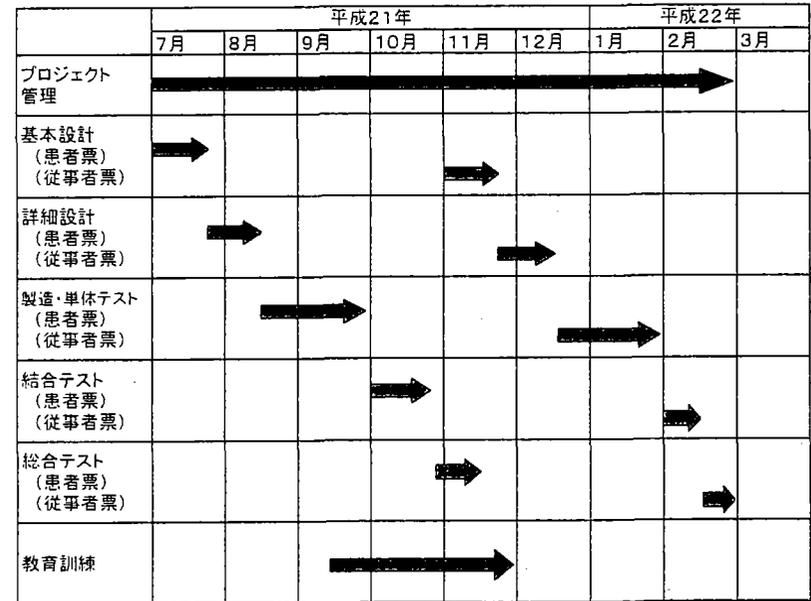
電子調査票による調査実施は、平成22年1月から実施することとしており、平成22年2月1日から患者票の受付を開始するため、以下に示す作業スケジュール(案)を参考にして、患者票については受付開始までにすべての作業を完了すること。また、従事者票についても平成22年2月末日までにすべての作業を完了すること。

政府統計共同利用システムの利用に先立って、都道府県・保健所及び病院・診療所に向けて十分な期間を伴ったアナウンスを実施する必要があることから、患者票の電子調査票の総合テストは11月16日までに完了し、保健統計室職員に対して電子調査票の使用法の教育を実施し、操作マニュアル等を納品すること。

ウ. スケジュール

本件におけるスケジュール(案)を以下に示すので、これを参考にして作業計画書を作成し、保健統計室の承認を得ること。

図 2-1 作業スケジュール(案)



エ. 納入成果物

成果物は、以下に示す物品とする。また、成果物の数量、期限及び形態についても以下のとおりとする。

表 2-4 納入成果物一覧

No	成果物	数量	作業内容との関係	納入期限	SLCP-JCF98のアクティビティとの関係	納入形態
1	作業計画書	1	-プロジェクト管理	受託後、1週間以内に提出	1.2.4~1.2.7	紙媒体：1部 (基本設計書については、紙媒体2部)
2	基本設計書	2	-基本設計	要件確定後、1週間以内に提出	1.4.2~1.4.3、1.4.6	
3	詳細設計書・項目定義設計書	1	-詳細設計	詳細設計後、1週間以内に提出	1.4.7	
5	テスト実施計画	1	-製造・単体テスト -結合テスト -総合テスト	(患者票) 平成21年9月10日 (従事者票) 平成22年1月12日	1.4.8.1.4.9.1.4.10	電子媒体：1部 ※電子媒体での納品は、他の成果物と合わせて、最終的に電子調査票の納品に合わせて納品すること
6	テスト仕様書	1	-製造・単体テスト -結合テスト -総合テスト	(患者票) 平成21年9月10日 (従事者票) 平成22年1月12日	1.4.8.1.4.9.1.4.10	

No	成果物	数量	作業内容との関係	納入期限	SLCP-JCF98のアクティビティとの関係	納入形態
7	テスト成績書	1	-製造・単体テスト -結合テスト -総合テスト	(患者票) 平成21年11月16日 (従事者票) 平成22年2月26日	1.4.8.1.4.9.1.4.10	NO.1~6と同様
8	電子調査票	1	-基本設計 -詳細設計 -製造・単体テスト -結合テスト -総合テスト	(患者票) 平成21年11月16日 (従事者票) 平成22年2月26日	1.4.8	電子媒体
9	教育訓練ドキュメント	1	-教育訓練	平成21年9月7日	(1.5.1.3.4.1.3.4.2.3.4.4)	紙媒体:1部 電子媒体:1部

納入形態については、成果物の分量によって保健統計室と相談の上、変更することもあり得る。

オ. 納入場所

表 2-5 納入場所

No	課室名	場所
1	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館21階

なお、保健統計室が納入場所を別途指定した場合は、この限りではない。

カ. 留意事項

- 受託者は、指定の成果物を納入期限までに紙及び電子媒体（CD-R、CD-RW等）により提供すること。
- 成果物に使用する言語は、日本語とする。
- 紙のサイズは、日本工業規格A列4判を原則とする。ただし、図表については、必要に応じてA列3判を使用することも可能とする。
- 紙で納品する成果物に関しては、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とすること。
- 電子媒体に保存する形式は、PDF または MS-Office 形式（Word2007、Excel2007、PowerPoint2007）*とすること。但し、保健統計室が別に形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。

キ. 貸与物件

本件実施に当たっては、必要に応じて以下の物件を貸与する。

- 調査票 電子ファイルまたは紙媒体各1部

貸与された物件は厳重な管理を行い、本件の完了時に返却すること。

(6) 調達担当課室・連絡先

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課保健統計室 健康政策統計第二係

03 (5253) 1111 (内 7522)

3 情報システムの要件

(1) 機能要件

電子調査票は、別添1「オンライン調査に係るガイドライン電子調査票開発編（平成21年2月12日）」に基づき、PDF形式とし、必要な機能の要件を以下に示す。

なお、機能一覧に記載されていない事項であっても、電子調査票として具備すべき機能は本件の範囲とするため、受託者は提案・定義すること。

表 3-1 機能一覧

分類	機能名	概要
共通	回答データ送信	回答データをサーバに送信する。送信前には、回答データの審査を行い、正常な場合のみ送信すること。
	回答データのみ保存	入力した回答をXMLデータの形式で保存する。保存前には、回答データの審査を行い、正常な場合のみ保存を行う。
	調査票全体保存	入力した回答をPDFの形式で保存する。
	読み込み	XMLデータ形式で保存した内容をPDFへ表示する。
	クリア	表示ページの全項目をクリアする。
	プレプリント	調査票の所定の項目（整理番号等）などを、回答者情報（保健統計室職員端末から政府統計共同利用システムへ登録する。）からプレプリントする。
	自動計算	調査票の所定の項目について、回答データから自動計算した値を表示する。なお、自動計算は、簡易な計算を想定している。

(2) 画面要件

ア. フォントや色の見易さ、マウスやキー操作のわかり易さ及び統一性に配慮すること。

イ. 利用者の操作を軽減できる以下の仕組みを提供すること。

- 各項目は適切なデフォルト値を設定すること。

*保健統計室職員の利便性向上の観点から、厚生労働省ネットワークシステムと同等のOS/ソフトウェアであることが望ましいため。

- フィールド単位に入力チェックができること。
- ウ. エラー及び警告メッセージは、利用者に誤解のないようシステム全体で統一し、問題点と解決方法がわかるように配慮すること。
- エ. 誤操作の防止を含め、処理確認等のメッセージを効果的に実装すること。

(3) 帳票要件

本件で開発する調査票を以下に示す。

表 3-2 帳票一覧

No	帳票名	ページ数	資料
1	病院報告 患者票 (病院分、病院用)	A4 サイズ、1 ページ	別添 2-1、2-7
2	病院報告 患者票 (診療所分、診療所用)	A4 サイズ、1 ページ	別添 2-2、2-8
3	病院報告 従事者票 (病院用)	A4 サイズ、1 ページ	別添 2-3、2-9
4	病院報告 患者票 (病院分、都道府県・保健所用)	A4 サイズ、1 ページ	別添 2-4、2-10
5	病院報告 患者票 (診療所分、都道府県・保健所用)	A4 サイズ、1 ページ	別添 2-5、2-11
6	病院報告 従事者票 (都道府県・保健所用)	A4 サイズ、1 ページ	別添 2-6、2-12

なお、調査様式（別添 2-1～2-12）は現段階の案であり、変更する可能性がある。

4 規模・性能要件

(1) 規模要件

政府統計共同利用システムの設定作業については、以下を考慮すること。

ア. 利用者数

保健統計室利用者数 : 3人

都道府県・市・特別区・保健所数 : 約 700 機関

病院及び療養病床を有する診療所数 : 約 11,000 施設

イ. ピーク時の調査票回答件数

約 4,200 件 / 1 日

(2) 性能要件

電子調査票のパフォーマンスとして満たすべき主たる処理の性能（応答時間）の要件を以下に示す。

なお、ネットワーク回線やユーザパソコン側の処理における遅延は対象外とする。

表 4-1 性能要件

パフォーマンス項目	パフォーマンス
オンライン処理応答時間 (調査票データ入力後、送信ボタンを選択し送信完了まで)	平常日 : 5 秒以内 繁忙日 : 10 秒以内

5 信頼性等要件

(1) 拡張性要件

将来的に予定される制度変更等に伴って、電子調査票の改修が容易に行えること。

6 情報セキュリティ要件

(1) 権限要件

電子調査票のオンライン調査システムに装備されるすべての機能についての詳細な権限設定については、保健統計室と協議の上決定し、政府統計共同利用システムに設定を行うこと。

(2) 情報セキュリティ対策

ア. 本件にかかわる受託者及び再委託先までを含め、「厚生労働省情報セキュリティポリシー（平成20年7月10日）」を遵守し、開発にあたること。また、特に下記の事項は徹底を図ること。なお、厚生労働省情報セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の開示については、契約締結後、受託者が保健統計室に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

- ① 情報管理（守秘義務・データ輸送時の対応・データ暗号化等）
- ② 本システムのネットワーク利用時の受託者の作業用PCの管理（作業者のPCがウィルスの発信源にならないための対策等）
- ③ 納品システムにおけるセキュリティ対策（管理者IDの共通利用等を行わない、プログラムに関してはウィルスチェックを実施の上納品する等）
- ④ 保健統計室情報資産への物理的セキュリティ対策

イ. 万一、問題が発生した場合には、速やかに、保健統計室に報告し、対処すること。

7 情報システム稼働環境

(1) 全体構成

政府統計共同利用システムを含む病院報告全体図を別紙1に示す。
なお、本件調達の範囲である電子調査票の開発及び政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）の設定作業については、前述の別添1「オンライン調査に係るガイドライン電子調査票開発編（平成21年2月12日）」に基づいて調達を行うこと。

(2) ソフトウェア要件

ユーザが利用するパソコンの推奨環境は政府統計共同利用システムの推奨環境に基づき、以下のとおりとする。

- OS：Windows Vista 及び XP(SP2)
- ブラウザ：Internet Explorer6.0 (SP2) 以上
- PDF 利用ソフト：Adobe Reader 7.0.9 以上

8 テスト要件定義

本調達にあたり、オンライン調査システムの安定稼働や導入時のリスクを最小限にするため、テスト計画に則った確認作業を実施する。以下に本調達のテストに係

る方針を示す。

(1) テストに係る役割分担

テストに係る役割分担を以下に示す。

なお、本調達受託者が主担当になっている項目が本件の範囲であるため、留意すること。

表 8-1 テストに係る役割分担

【凡例】◎：主担当、○副担当

作業項目	担当	
	保健統計室	本調達受託者
テスト実施計画の作成	—	◎
単体テスト環境構築	—	◎
単体テストの実施	—	◎
結合テスト環境構築	○	◎
結合テストの実施	—	◎
総合テスト環境構築	○	◎
総合テストの実施	—	◎

(2) テスト実施体制と役割

受託者は、各テストを円滑に推進するために、テスト実施責任者を配置し、全体の作業調整、取りまとめ及び管理を行い、報告等を実施すること。

(3) テスト実施計画の作成

受託者はテストスケジュール、評価基準、テスト実施体制、テスト方法、テストデータ、テスト環境等について記述したテスト計画書を作成し、保健統計室の承認を得ること。

(4) テスト環境

単体テストのために必要な機器等は、受託者の負担と責任において準備すること。総合テストについては、保健統計室における本番環境を用いて実施する。

(5) テスト方法

ア. 単体テスト

開発した電子調査票単体で、調査票の回答内容に関するチェックプログラムが正常に動作することを確認する。

- 開発した電子調査票に対して、実装したプログラムの正常動作をテストすること。
- 単体テスト工程で発見された不具合については、単体テスト工程終了時までに対応を完了させること。

- テストデータは、受託者において準備すること。
- 単体テスト工程終了時には、テスト成績書を作成し、納入期限までに保健統計室に提出し、承認を得ること。

イ. 結合テスト

電子調査票が政府統計共同利用システムの研修・検証環境で正常に連動して動作することのテストを行う。

- 開発した電子調査票と政府統計共同利用システムの研修・検証環境を連動し、正常動作をテストすること。
- 結合テスト工程で発見された不具合については、結合テスト工程終了時までに対応を完了させること。
- テストデータは、受託者において準備すること。
- 結合テスト工程終了時には、テスト成績書を作成し、納入期限までに保健統計室に提出し、承認を得ること。

ウ. 総合テスト

業務遂行が可能であること等、電子調査票としての最終品質確保のためのテストを行う。

- 政府統計共同利用システムの本番環境にてテストを行うこと。
- 調査対象者側及び調査実施機関側からデータが正常に処理されることをテストすること。
- テストで使用したデータ及びユーザ ID 等は、総合テスト終了後速やかに削除すること。
- 受託者は、総合テストを円滑に行い、必要なテストが漏れなく実施されるよう保健統計室と必要な調整を行うこと。
- 総合テスト工程終了時には、テスト成績書を作成し、納入期限までに保健統計室に提出し、承認を得ること。

9 移行要件定義

(1) 教育に係る要件

ア. 教育訓練実施計画書の作成

教育訓練を実施するにあたっては、事前に、教育訓練体制と役割、詳細な作業及びスケジュール、教育訓練環境、教育訓練方法等に関する教育訓練実施計画を作成の上、保健統計室に提出し承認を得ること。

教育訓練実施計画の作成にあたっては、以下の項目を考慮すること。

- 教育訓練実施体制と役割

受託者は、教育訓練を実施するための教育訓練実施責任者、講師等の体制を整えること。

なお、教育訓練における問い合わせ窓口の提供について、検討のこと。

- 教育訓練スケジュール

教育訓練に関するスケジュールを詳細化すること。また、教育訓練に関するスケジュールは、電子調査票の運用開始前に実施し運用開始に支障をきたさないように配慮すること。

イ. 教育訓練環境

教育訓練環境に関しては、実機を利用した集合教育とする。端末については、保健統計室で準備する機器に対して教育訓練の環境を構築し教育訓練終了後には、現状回復した後返却すること。

ウ. 教育訓練の範囲

教育訓練の対象となる要員及び範囲を以下に示すので、必要とする教育内容、期間、時期等について、それぞれ検討のこと。なお、受講場所については保健統計室内とする。

(1) 病院・診療所のための教育

- 病院及び診療所が電子調査票で回答するために習得すべき項目を教育する。(政府統計共同利用システムへのログイン・ログアウト、電子調査票の取得/入力/送信等。)
- 教育は保健統計室職員が病院及び診療所に代わって受講し、病院及び診療所へ周知することとする。
- 受講人数は3名程度。

(2) 政府統計共同利用システムで調査を実施するための教育（保健統計室）

- 保健統計室職員及び都道府県・保健所等職員が政府統計共同利用システムを使用して調査を実施していくために習得すべき項目を教育する。(回答者情報の登録/削除、回答者パスワードの初期化等。)
- 都道府県・保健所等職員の教育は、保健統計室職員が代わって受講し、都道府県・保健所等職員へ周知することとする。
- 受講人数は3名程度。

エ. 教育訓練用教材の開発

上記のそれぞれの要員に対応した、教育訓練用教材の種類（集合研修教材、自習教材等）、主な内容（業務操作、運用操作等）、提供媒体（紙、CD-R 等）等を検討の上、作成・納品のこと。

10 作業の体制及び方法

(1) 作業の体制

ア. 情報システム設計・構築のプロジェクト管理の経験を有するものをプロジェクトマネージャとし、一貫性をもって今回の業務の実施が可能な体制を構築すること。

イ. プロジェクトマネージャは以下のいずれかの資格を保有していること。

- 経済産業省(旧通商産業省)情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者
- プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格保有者
- 上記のいずれかの試験合格者、資格保有者と同等の能力を有することが、経歴等において明らかな者

(2) 開発方法

ア. 開発言語等

本件の開発に際しては、別添1「オンライン調査に係るガイドライン電子調査票開発編(平成21年2月12日)」の指示に基づき、以下のソフトウェアを用いて開発すること。なお、以下のソフトウェアは受託者の負担において準備すること。

- ① Adobe Systems社製 Adobe LiveCycle Designer7.1
- ② Microsoft社製 Microsoft Office Excel2003

(3) スケジュール管理要件

- ① 作業工程ごとに作業内容、成果物、レビュー方法、チェックポイント、開始/終了条件を明確にすること。
- ② 作業工程間の順序関係、依存関係を明確にし、必要作業量に基づいたスケジュール表を作成すること。
- ③ 定期的に作業状況の報告を行うこと。報告の時期は、保健統計室と協議の上、決定すること。
- ④ 進捗報告時に対象とする作業期間に予定していた全作業について計画からの乖離を報告すること。
- ⑤ 計画からの遅れが生じた場合、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、保健統計室の承認を得ること。

(4) リスク管理要件

- ① プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度等を整理すること。また、定期的にリスクを監視・評価し、その結果を反映させること。
- ② リスクを顕在化させないための対応策、リスクが顕在化した後の対応策を識別し、緊急時対応計画として具体化すること。
- ③ リスクが発生する可能性がある場合には、未然に防止するための対応を行うこと。

と。

(5) 品質管理要件

- ① 各作業工程における品質目標が設定されており、次工程へ推移するにあたって明確な判断基準を提示していること。数値的な目標達成ができなかった場合は、分析した上で次工程へ推移していること。
- ② 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を構築すること。
- ③ 受託者の関連会社や協力会社が参画する体制を構築する場合には、受託者は実行上の品質要件を盛り込んだ契約をすること。また、受託者は品質要件に従って関連会社や協力会社を管理すること。
- ④ 設計・開発・テスト作業に従事しない第三者による品質レビューを実施すること。

(6) 要員管理要件

- ① プロジェクトは、チームで行い、各チームの役割、作業分担、編成時期等を明確にした組織計画に基づく要員調達・配置を実施すること。
- ② 各作業工程、あるいは必要なタイミングにおいて、作業推進上の必要十分な組織計画・編成を行い、体制を構築すること。
- ③ 本件の一部を第三者に委託する場合は、委託先及び根拠を明確にし、保健統計室の承認を得ること。

(7) 課題管理要件

- ① 課題の内容、発生日、担当者、検討状況、検討結果、解決日などの必要情報を一元管理すること。
- ② 定期的に課題対応状況を監視し、解決する仕組みを確立すること。
- ③ 課題発生時には、保健統計室に報告し、対応を検討すること。

(8) 検収

本件に係る契約に定める諸条件を満たした納入物が受託者から提出され、オンライン調査システムの利用可能な本番環境において、正常に稼働することが確認されることをもって検収合格とする。

(9) 瑕疵担保責任

納入後、瑕疵が認められた場合は、契約書に基づき受託者の責任及び負担において改修を行うものとする。なお、納入物の瑕疵担保期間は納入後1年間とする。

11 特記事項

以下の事項に留意し遂行すること。

- ① 本仕様書は、最低限の基準を示したものである。従って、本仕様書に記載のない事項であっても、電子調査票として当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。
- ② 本件の遂行に当たって、保健統計室の意思及び意向を十分に汲み、誠実かつ最大限の努力を行なうこと。
- ③ 本件を遂行する上で作業内容、仕様及び条件に疑問点や変更が生じる場合、及び本仕様書に記載のない内容については、直ちに受託者と保健統計室で協議し、解決に向けて最善の努力を行なうこと。
- ④ 仕様書に明記していない業務が急遽発生した場合は、保健統計室との密接な協議に基づき別途調整すること。
- ⑤ 厚生労働省全体管理組織（PMO）が担当課室に対して指導・助言等を行った場合は受託者もその方針に従うこと。
- ⑥ 受託者は電子政府推進計画等の方針（今後出されるものも含む）に従うこと。

(1) 制約条件

ア. 応札条件

情報システム調達 の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受託者でないこと。

- 厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフなど（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者。

イ. 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない（受託者が、提案依頼書に基づき共同提案する場合で当該共同提案に参画する他の者に本業務の一部を委託する場合を除く。）。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ保健統計室の許可を得た場合はこの限りではない。

(2) 著作権等

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、受託者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利

譲渡不可能と示されたもの以外、保健統計室が所有する現有資産の移行により発生した権利を含めて、すべて保健統計室に帰属するものとする。

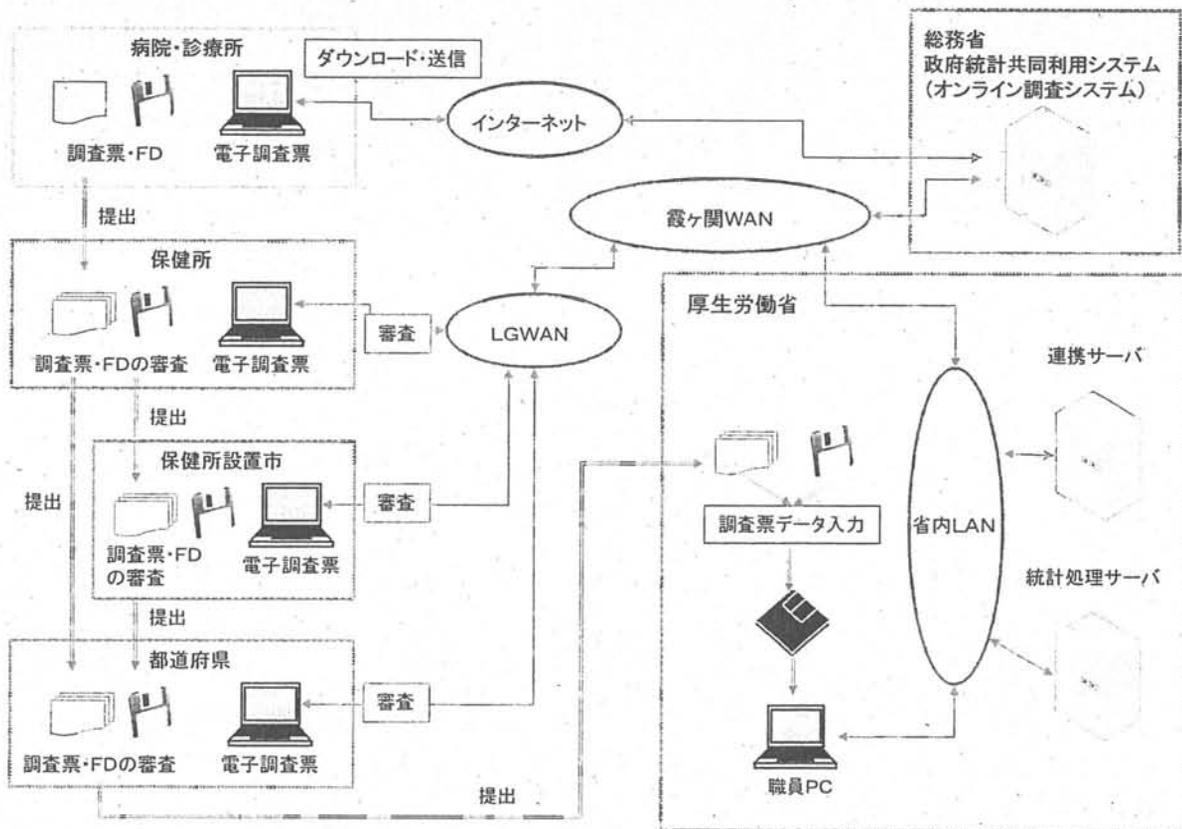
- ② 本件に係り発生した権利については、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に保健統計室へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 納入成果物等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、厚生労働省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- ⑥ 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら保健統計室の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、保健統計室は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(3) 機密保持

- ア. 本仕様書に基づく作業の実施中及び実施後も作業で知り得た情報を第三者に開示、または漏えいしないこと。
- イ. 保健統計室が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に保健統計室と協議の上、承認を得ること。

(4) その他

- ア. 契約は落札後、速やかに行うこととする。
- イ. 環境の変更等により、システム稼働時における動作保証が満たされなくなる場合、再度の設定変更等による対応を行い、動作保証を行うこと。この場合、作成した設計書等にも反映させること。ただし、受託者の責任によらない場合については、上記記載の対象外とする。
- ウ. この調達仕様書類の目的外利用は禁止するものとする。



政府統計共同利用システム
オンライン調査に係るガイドライン

* 電子調査票開発編 *

平成21年2月12日

統計センター

目次

1	電子調査票とは	1-1
1.1	電子調査票（PDF調査票）の特徴	1-1
1.1.1	電子調査票の作成	1-1
1.1.2	電子調査票の表示	1-1
1.1.3	電子調査票のセキュリティ	1-1
1.1.4	回答データ作成	1-1
1.1.5	回答データの自動審査（PDF自動審査）	1-1
1.2	電子調査票の構成	1-1
1.2.1	電子調査票ファイル	1-1
1.3	テンプレート類、作成物	1-2
1.3.1	項定義設計書	1-2
1.3.2	自動審査設計書	1-2
1.3.3	電子調査票	1-2
1.3.4	システムテスト仕様書	1-3
2	電子調査票共通仕様	2-1
2.1	前提条件	2-1
2.1.1	使用する帳票実現手段	2-1
2.1.2	必要なソフトウェア	2-1
2.1.3	開発言語	2-1
2.2	電子調査票の基本構成	2-1
2.2.1	電子調査票の種類	2-1
2.2.2	基本仕様	2-1
2.2.3	制御・チェック機能の概要	2-5
2.2.4	電子調査票動作	2-6
2.2.5	電子調査票テンプレート	2-8
3	調査票の電子化における留意点	3-1
3.1	調査項目	3-1
3.2	レイアウト	3-1
3.3	XMLタグ	3-1
3.3.1	命名ルール	3-1
3.4	制限事項等	3-2
3.4.1	カーソル移動について	3-2
3.4.2	チェックボックスの表示について	3-3
3.4.3	数値の表現について	3-3
3.4.4	文字コードについて	3-3
3.4.5	エスケープ文字について	3-3
3.4.6	ファイル添付について	3-3
3.4.7	スタティックフォームとダイナミックフォームの違いについて	3-3
3.4.8	Adobe Reader/Acrobatのバージョンチェックについて	3-3
3.4.9	プレプリント文字数について	3-3
3.4.10	PDFのパフォーマンスについて	3-3
3.4.11	異なるPDFのXMLデータ読込について	3-4
3.4.12	Excelによる電子調査票について	3-5
4	電子調査票開発手順	4-1
4.1	要件確定フェーズ	4-2
4.1.1	開発対象の調査票の提示	4-2
4.1.2	調査項目の整理	4-2
4.1.3	調査項目の定義	4-4
4.1.4	設定情報の作成	4-17

4.2	開発フェーズ.....	4-18
4.2.1	電子調査票のレイアウト作成.....	4-19
4.2.2	フィールド情報の設定.....	4-20
4.2.3	PDF自動審査の組み込み.....	4-51
4.2.4	タブ順の設定.....	4-52
4.3	単体テストフェーズ.....	4-58
4.3.1	単体テスト準備.....	4-58
4.3.2	電子調査票の動作確認.....	4-61
4.3.3	XMLデータ構造の確認.....	4-62
4.4	PDFへの権限、パスワード付与について.....	4-66

目次

1	共通関数の構成	1-1
1.1	制御・チェック関数	1-1
1.2	共通関数利用時の注意	1-1
2	共通関数の仕様	2-1
2.1	制御・チェック関数	2-1
2.1.1	システム日付の取得	2-1
2.1.2	データクリア	2-2
2.1.3	入力フィールド背景色設定	2-2
2.1.4	表示/非表示の切り替え	2-3
2.1.5	読み取り/入力の切り替え	2-3
2.1.6	入力項目チェック	2-4
2.1.7	日付チェック	2-5
2.1.8	固定桁数チェック	2-5
2.1.9	範囲チェック	2-6
2.1.10	数値チェック	2-6
2.1.11	全半角チェック	2-7
2.1.12	全角カナチェック	2-7
2.1.13	半角カナチェック	2-8
2.1.14	半角カンマチェック	2-8
2.1.15	メッセージ表示	2-9

政府統計共同利用システム

オンライン調査に係るガイドライン

* 電子調査票開発編(別紙：関数仕様) *

平成20年4月1日

統計センター

別記様式第一

統計法に基づく
一般統計調査



病院報告 (患者票)

平成 年 月分

都道府県名

施設名

保健所名

所在地

保健所符号

整理番号

訂正・追加報告

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入患者数	退院患者数	死亡患者数
総数					
精神科病床 (1)					
感染症科病床 (2)					
結核科病床 (3)					
療養科病床 (4)					
一般科病床 (5)					

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入患者数	退院患者数	死亡患者数	月末病床数
介護療養科病床 (6)						
外来患者延数						

備考

- 注：1 ※印は保健所で記入すること。
 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

別記様式第一

統計法に基づく
一般統計調査



病院報告 (患者票)

平成 年 月分

都道府県名

施設名

保健所名

所在地

保健所符号

整理番号

訂正・追加報告

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入患者数	退院患者数	死亡患者数
総数					
精神科病床 (1)					
感染症科病床 (2)					
結核科病床 (3)					
療養科病床 (4)					
一般科病床 (5)					

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入患者数	退院患者数	死亡患者数	月末病床数
介護療養科病床 (6)						
外来患者延数						

備考

- 注：1 ※印は保健所で記入すること。
 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

別記様式第一の二
統計法に基づく
一般統計調査

病院報告(従事者票)

平成 年 分

都道府県名 施設名
 保健所名 所在地

※1 保健所符号 ※2 整理番号 訂正・追加報告

職 種	常 勤		非常勤 ※2	
	「常勤」(仕事者)の人数	「非常勤」(仕事者)の人数	「非常勤」(仕事者)の人数	「非常勤」(仕事者)の人数
(01) 医 師				
(02) 准 医 師				

職 種	常 勤		非常勤 ※3	
	「常勤」(仕事者)の人数	「非常勤」(仕事者)の人数	「非常勤」(仕事者)の人数	「非常勤」(仕事者)の人数
(03) 薬 劑 師				
(04) 保 健 師				
(05) 助 産 師				
(06) 看 護 師				
(07) 准 看 護 師				

職 種	常 勤 換 算 ※3	
	「常勤」と「非常勤」(仕事者)の換算	「非常勤」(仕事者)の換算
(08) 看護長 補 助 員	15	16
(09) 理 子 療 法 士 (PT)	17	18
(10) 作 業 療 法 士 (OT)	19	20
(11) 視 聴 脚 車 士	21	22
(12) 言語 聴 覚 士	23	24
(13) 装 装 具 士	25	26
(14) 療 養 士	27	28
(15) 技 術 士	29	30
(16) 技 術 士	31	32
(17) 技 術 士	33	34
(18) 技 術 士	35	36
(19) 技 術 士	37	38
(20) 技 術 士	39	40
(21) 技 術 士	41	42
(22) 技 術 士	43	44
(23) 技 術 士	45	46
(24) 技 術 士	47	48
(25) 技 術 士	49	50
(26) 技 術 士	51	52
(27) 技 術 士	53	54
(28) 技 術 士	55	56
(29) 技 術 士	57	58
(30) 技 術 士	59	60
(31) 技 術 士	61	62

備 考

注 1) 「※1」印は保健所で記入すること。
 注 2) 「※2」「※3」印は記入要領を参照の上、記入すること。

別添2-4

別記様式第一
統計法に基づく
一般統計調査

病院報告(患者票)

平成 年 月 分

都道府県名 施設名
 保健所名 所在地

※1 保健所符号 ※2 整理番号 訂正・追加報告

区 分	在 院 患 者 数	月 末 在 院 患 者 数	新 入 患 者 数	退 院 患 者 数	死 亡 患 者 数	一 般 患 者 数
精神 病 床 (1)						
感 染 病 病 床 (2)						
結 核 病 病 床 (3)						
療 養 病 病 床 (4)						
一 般 病 病 床 (5)						

区 分	在 院 患 者 数	月 末 在 院 患 者 数	新 入 患 者 数	退 院 患 者 数	死 亡 患 者 数	月 末 床 数
介 護 療 養 病 床 (6)						

外 来 患 者 延 数

備 考

チェック欄
 保健所 受付
 市 受付
 都道府県 受付

注: 1 ※印は保健所で記入すること。
 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

別記様式第一

統計法に基づく
一般統計調査



病院報告 (患者票)

平成 年 月分

都道府県名

施設名

保健所名

所在地

※ 保健所符号

※ 整理番号

訂正・追加報告

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入院患者数	退院患者数	同一患者の再入院患者数	同一患者の再入院患者数
総数						
精神科病床 (1)						
感染症科病床 (2)						
結核科病床 (3)						
療養科病床 (4) ⁵						¹⁰
一般科病床 (5)						

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入院患者数	退院患者数	同一患者の再入院患者数	同一患者の再入院患者数
介護療養科病床 (6) ¹¹						¹⁶

月末病床数
<input type="text"/>

外来患者延数

備考

チェック欄

保健所 ²⁴ 受付 ²⁵

市 ²⁶ 受付 ²⁷

都道府県 ²⁸ 受付 ²⁹

- 注：1 ※印は保健所で記入すること。
 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

別記様式第一之二

統計法に基づく
一般統計調査



病院報告 (従事者票)

平成 年分

都道府県名

施設名

保健所名

所在地

※1 保健所符号

※1 整理番号

訂正・追加報告

職種	常勤		非常勤 ※2	
	常勤	従事者数	非常勤	従事者数
(01) 医師				
(02) 歯科医師				

職種	常勤換算 ※3	
	常勤換算	従事者数
(03) 薬剤師		
(04) 保健師		
(05) 助産師		
(06) 看護師		
(07) 准看護師		

備考

職種	常勤換算 ※3	
	常勤換算	従事者数
(08) 看護業務補助者		
(09) 理学療法士 (PT)		
(10) 作業療法士 (OT)		
(11) 視覚訓練士		
(12) 言語聴覚士		
(13) 農技農具士		
(14) 衛生工士		
(15) 歯科技工士		
(16) 診療放射線技師		
(17) 診療エックス線技師		
(18) 臨床検査技師		
(19) 衛生検査技師		
(20) 臨床工学技士		
(21) かんぽマツサージ師		
(22) 看護管理士		
(23) 管理栄養士		
(24) 栄養士		
(25) 精神保健福祉士		
(26) 社会福祉士		
(27) 介護福祉士		
(28) その他の技術員		
(29) 医療社会事業者		
(30) 事務職員		
(31) その他の職員		

- 注 1) 「※1」印は保健所で記入すること。
 注 2) 「※2」「※3」印は記入要領を参照の上、記入すること。

チェック欄 保健所 ²⁴ 受付 ²⁵ 市 ²⁶ 受付 ²⁷ 都道府県 ²⁸ 受付 ²⁹

調査票名 病院報告 患者票(病院分、病院用)

項目番号	項目名	属性	桁数	項目の内容
1	調査年	英数	2	21~22(必須)
2	月	英数	2	01~12(必須)
3	保健所符号	英数	4	0101~4799(必須)
4	整理番号	英数	9	101000000~147999999(必須) プレプリント
5	総数・在院患者延数	数字	5	0~99999、項目番号9,13,17,21,27の合計
6	総数・月末在院患者数	数字	4	0~9999、項目番号10,14,18,22,28の合計
7	総数・新入院患者数	数字	4	0~9999、項目番号11,15,19,23,29の合計
8	総数・退院患者数	数字	4	0~9999、項目番号12,16,20,25,30の合計
9	精神病床(1)・在院患者延数	数字	5	0~99999
10	精神病床(1)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
11	精神病床(1)・新入院患者数	数字	4	0~9999
12	精神病床(1)・退院患者数	数字	4	0~9999
13	感染症病床(2)・在院患者延数	数字	5	0~99999
14	感染症病床(2)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
15	感染症病床(2)・新入院患者数	数字	4	0~9999
16	感染症病床(2)・退院患者数	数字	4	0~9999
17	結核病床(3)・在院患者延数	数字	5	0~99999
18	結核病床(3)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
19	結核病床(3)・新入院患者数	数字	4	0~9999
20	結核病床(3)・退院患者数	数字	4	0~9999
21	療養病床(4)・在院患者延数	数字	5	0~99999
22	療養病床(4)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
23	療養病床(4)・新入院患者数	数字	4	0~9999
24	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床から移された患者数	数字	3	0~999
25	療養病床(4)・退院患者数	数字	4	0~9999
26	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
27	一般病床(5)・在院患者延数	数字	5	0~99999
28	一般病床(5)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
29	一般病床(5)・新入院患者数	数字	4	0~9999
30	一般病床(5)・退院患者数	数字	4	0~9999
31	介護療養病床(6)・在院患者延数	数字	5	0~99999、項目31<項目21
32	介護療養病床(6)・月末在院患者数	数字	4	0~9999、項目32<項目22、項目32>項目37で項目40に入力のない場合メッセージ表示
33	介護療養病床(6)・新入院患者数	数字	4	0~9999、項目33<項目23
34	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床から移された患者数	数字	3	0~999
35	介護療養病床(6)・退院患者数	数字	4	0~9999、項目35<項目25
36	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
37	介護療養病床(6)月末病床数	英数	4	0~9999、またはスペース、項目31~36が0のときに1以上の入力があればメッセージ表示、項目32に1以上の入力があるときに0の場合エラー表示
38	外来患者延数	数字	6	0~999999
39	訂正・追加報告	英数	2	△:通常の報告(デフォルト)、00=追加報告(手動入力)、01~99=訂正報告(1度送信済みのデータを再送信するとき、自動で0から入る)
-	備考有無	英数	1	△:項目番号40の入力無し(デフォルト)、1=項目番号40(備考)の入力があったとき自動入力
40	備考欄	全角	80	
41	都道府県名	全角	10	プレプリント
42	保健所名	全角	10	プレプリント
43	施設名	全角	40	プレプリント
44	所在地	全角	60	プレプリント

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 患者票(診療所分、診療所用)

項目番号	項目名	属性	桁数	項目の内容
1	調査年	英数	2	21~22(必須)
2	月	英数	2	01~12(必須)
3	保健所符号	英数	4	0101~4799(必須)
4	整理番号	英数	9	201000000~247999999(必須) プレプリント
5	療養病床(4)・在院患者延数	数字	5	0~99999
6	療養病床(4)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
7	療養病床(4)・新入院患者数	数字	4	0~9999
8	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床から移された患者数	数字	3	0~999
9	療養病床(4)・退院患者数	数字	4	0~9999
10	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
11	介護療養病床(6)・在院患者延数	数字	5	0~99999、項目11<項目5
12	介護療養病床(6)・月末在院患者数	数字	4	0~9999、項目12<項目6、項目12>項目17で項目19に入力のない場合メッセージ表示
13	介護療養病床(6)・新入院患者数	数字	4	0~9999、項目13<項目7
14	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床から移された患者数	数字	3	0~999
15	介護療養病床(6)・退院患者数	数字	4	0~9999、項目15<項目9
16	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
17	介護療養病床(6)月末病床数	英数	4	0~9999、またはスペース、項目11~16が0のときに1以上の入力があればメッセージ表示、項目12に1以上の入力があるときに0の場合エラー表示
18	訂正・追加報告	英数	2	△:通常の報告(デフォルト)、00=追加報告(手動入力)、01~99=訂正報告(1度送信済みのデータを再送信するとき、自動で0から入る)
-	備考有無	英数	1	△:項目番号19の入力無し(デフォルト)、1=項目番号19(備考)の入力があったとき自動入力
19	備考欄	全角	80	
20	都道府県名	全角	10	プレプリント
21	保健所名	全角	10	プレプリント
22	施設名	全角	40	プレプリント
23	所在地	全角	60	プレプリント

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 従事者票(病院用)

別添2-9

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 従事者票(病院用)

項目番号	項目名	属性	桁数	項目の内容
1	調査年	英数	2	22(必須)
2	保健所符号	英数	4	0101~4799(必須)
3	整理番号	英数	9	101000000~147999999(必須) プレブリント
4	(01)医師・常勤	英数	4	0~9999, Δ
5	(01)医師・非常勤(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目6に数字が入ったときは、必ず数字が入る
6	(01)医師・非常勤(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目5に数字が入ったときは、必ず数字が入る
7	(02)歯科医師・常勤	英数	4	0~9999, Δ
8	(02)歯科医師・非常勤(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目9に数字が入ったときは、必ず数字が入る
9	(02)歯科医師・非常勤(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目8に数字が入ったときは、必ず数字が入る
10	(03)薬剤師・実人員	英数	4	0~9999, Δ 項目11,12に数字が入ったときは、必ず数字が入る
11	(03)薬剤師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目10,12に数字が入ったときは、必ず数字が入る
12	(03)薬剤師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目10,11に数字が入ったときは、必ず数字が入る
13	(04)保健師・実人員	英数	4	0~9999, Δ 項目14,15に数字が入ったときは、必ず数字が入る
14	(04)保健師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目13,15に数字が入ったときは、必ず数字が入る
15	(04)保健師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目13,14に数字が入ったときは、必ず数字が入る
16	(05)助産師・実人員	英数	4	0~9999, Δ 項目17,18に数字が入ったときは、必ず数字が入る
17	(05)助産師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目16,18に数字が入ったときは、必ず数字が入る
18	(05)助産師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目16,17に数字が入ったときは、必ず数字が入る
19	(06)看護師・実人員	英数	4	0~9999, Δ 項目20,21に数字が入ったときは、必ず数字が入る
20	(06)看護師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目19,21に数字が入ったときは、必ず数字が入る
21	(06)看護師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目19,20に数字が入ったときは、必ず数字が入る
22	(07)准看護師・実人員	英数	4	0~9999, Δ 項目23,24に数字が入ったときは、必ず数字が入る
23	(07)准看護師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目22,24に数字が入ったときは、必ず数字が入る
24	(07)准看護師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目22,23に数字が入ったときは、必ず数字が入る
25	(08)看護業務補助者・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目26に数字が入ったときは、必ず数字が入る
26	(08)看護業務補助者・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目25に数字が入ったときは、必ず数字が入る
27	(09)理学療法士(P.T)・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目28に数字が入ったときは、必ず数字が入る
28	(09)理学療法士(P.T)・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目27に数字が入ったときは、必ず数字が入る
29	(10)作業療法士(O.T)・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目30に数字が入ったときは、必ず数字が入る
30	(10)作業療法士(O.T)・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目29に数字が入ったときは、必ず数字が入る
31	(11)視能訓練士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目32に数字が入ったときは、必ず数字が入る
32	(11)視能訓練士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目31に数字が入ったときは、必ず数字が入る
33	(12)言語聴覚士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目34に数字が入ったときは、必ず数字が入る
34	(12)言語聴覚士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目33に数字が入ったときは、必ず数字が入る
35	(13)義肢装具士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目36に数字が入ったときは、必ず数字が入る
36	(13)義肢装具士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目35に数字が入ったときは、必ず数字が入る
37	(14)歯科衛生士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目38に数字が入ったときは、必ず数字が入る
38	(14)歯科衛生士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目37に数字が入ったときは、必ず数字が入る
39	(15)歯科技工士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目40に数字が入ったときは、必ず数字が入る
40	(15)歯科技工士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目39に数字が入ったときは、必ず数字が入る
41	(16)診療放射線技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目42に数字が入ったときは、必ず数字が入る
42	(16)診療放射線技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目41に数字が入ったときは、必ず数字が入る
43	(17)診療エックス線技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目44に数字が入ったときは、必ず数字が入る
44	(17)診療エックス線技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目43に数字が入ったときは、必ず数字が入る
45	(18)臨床検査技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目46に数字が入ったときは、必ず数字が入る
46	(18)臨床検査技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目45に数字が入ったときは、必ず数字が入る
47	(19)衛生検査技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目48に数字が入ったときは、必ず数字が入る
48	(19)衛生検査技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目47に数字が入ったときは、必ず数字が入る
49	(20)臨床工学技士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目50に数字が入ったときは、必ず数字が入る
50	(20)臨床工学技士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目49に数字が入ったときは、必ず数字が入る
51	(21)あん摩マッサージ指圧師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目52に数字が入ったときは、必ず数字が入る
52	(21)あん摩マッサージ指圧師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目51に数字が入ったときは、必ず数字が入る
53	(22)柔道整復師・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目54に数字が入ったときは、必ず数字が入る
54	(22)柔道整復師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目53に数字が入ったときは、必ず数字が入る
55	(23)管理栄養士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目56に数字が入ったときは、必ず数字が入る
56	(23)管理栄養士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目55に数字が入ったときは、必ず数字が入る
57	(24)栄養士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目58に数字が入ったときは、必ず数字が入る
58	(24)栄養士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目57に数字が入ったときは、必ず数字が入る
59	(25)精神保健福祉士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目60に数字が入ったときは、必ず数字が入る
60	(25)精神保健福祉士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目59に数字が入ったときは、必ず数字が入る

項目番号	項目名	属性	桁数	項目の内容
61	(26)社会福祉士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目62に数字が入ったときは、必ず数字が入る
62	(26)社会福祉士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目61に数字が入ったときは、必ず数字が入る
63	(27)介護福祉士・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目64に数字が入ったときは、必ず数字が入る
64	(27)介護福祉士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目63に数字が入ったときは、必ず数字が入る
65	(28)その他の技術員・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目66に数字が入ったときは、必ず数字が入る
66	(28)その他の技術員・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目65に数字が入ったときは、必ず数字が入る
67	(29)医療社会事業従事者・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目68に数字が入ったときは、必ず数字が入る
68	(29)医療社会事業従事者・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目67に数字が入ったときは、必ず数字が入る
69	(30)事務職員・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目70に数字が入ったときは、必ず数字が入る
70	(30)事務職員・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目69に数字が入ったときは、必ず数字が入る
71	(31)その他の職員・常勤換算(整数部)	英数	4	0~9999, Δ 項目72に数字が入ったときは、必ず数字が入る
72	(31)その他の職員・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0~9, Δ 項目71に数字が入ったときは、必ず数字が入る
73	訂正・追加報告	英数	2	Δ=通常の報告(デフォルト)、00=追加報告(手入力)、01~99=訂正報告(1度送信済みのデータを再送信するとき、自動で01から入る)
-	備考有無	英数	1	Δ=項目番号74の入力無し(デフォルト)、1=項目番号74(備考)の入力があつたとき自動入力
74	備考欄	全角	80	
75	都道府県名	全角	10	プレブリント
76	保健所名	全角	10	プレブリント
77	施設名	全角	40	プレブリント
78	所在地	全角	60	プレブリント

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 患者票(病院分、都道府県・保健所用)

項番号	項目名	属性	桁数	項目の内容
1	調査年	英数	2	21~22(必須)
2	月	英数	2	01~12(必須)
3	保健所符号	英数	4	0101~4799(必須)
4	整理番号	英数	9	101000000~147999999(必須) プレプリント
5	総数・在院患者延数	数字	5	0~99999、項目番号9,13,17,21,27の合計
6	総数・月末在院患者数	数字	4	0~9999、項目番号10,14,18,22,28の合計
7	総数・新入院患者数	数字	4	0~9999、項目番号11,15,19,23,29の合計
8	総数・退院患者数	数字	4	0~9999、項目番号12,16,20,25,30の合計
9	精神病床(1)・在院患者延数	数字	5	0~99999
10	精神病床(1)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
11	精神病床(1)・新入院患者数	数字	4	0~9999
12	精神病床(1)・退院患者数	数字	4	0~9999
13	感染症病床(2)・在院患者延数	数字	5	0~99999
14	感染症病床(2)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
15	感染症病床(2)・新入院患者数	数字	4	0~9999
16	感染症病床(2)・退院患者数	数字	4	0~9999
17	結核病床(3)・在院患者延数	数字	5	0~99999
18	結核病床(3)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
19	結核病床(3)・新入院患者数	数字	4	0~9999
20	結核病床(3)・退院患者数	数字	4	0~9999
21	療養病床(4)・在院患者延数	数字	5	0~99999
22	療養病床(4)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
23	療養病床(4)・新入院患者数	数字	4	0~9999
24	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床から移された患者数	数字	3	0~999
25	療養病床(4)・退院患者数	数字	4	0~9999
26	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
27	一般病床(5)・在院患者延数	数字	5	0~99999
28	一般病床(5)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
29	一般病床(5)・新入院患者数	数字	4	0~9999
30	一般病床(5)・退院患者数	数字	4	0~9999
31	介護療養病床(6)・在院患者延数	数字	5	0~99999、項目31<項目21
32	介護療養病床(6)・月末在院患者数	数字	4	0~9999、項目32<項目22、項目32>項目37で項目40に <input type="checkbox"/> 入力の場合メッセージ表示
33	介護療養病床(6)・新入院患者数	数字	4	0~9999、項目33<項目23
34	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床から移された患者数	数字	3	0~999
35	介護療養病床(6)・退院患者数	数字	4	0~9999、項目35<項目25
36	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
37	介護療養病床(6)月末病床数	英数	4	0~9999、またはスペース、項目31~36が0のときに1以上の入力があればメッセージ表示、項目32に1以上の入力があるときに0の場合エラー表示
38	外来患者延数	数字	6	0~999999
39	訂正・追加報告	英数	2	△=通常の報告(デフォルト)、00=追加報告(手入力)、01~99=訂正報告(1度送信済みのデータを再送信するとき、自動で01から入る)
-	備考有無	英数	1	△=項目番号40の入力無し(デフォルト)、1=項目番号40(備考)の入力があったとき自動入力
40	備考欄	全角	80	
41	都道府県名	全角	10	プレプリント
42	保健所名	全角	10	プレプリント
43	施設名	全角	40	プレプリント
44	所在地	全角	60	プレプリント
45	チェック欄・保健所	英数	1	1、スペース 項目46のボタンを押すとチェックが入る
46	チェック欄・保健所 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する
47	チェック欄・市	英数	1	1、スペース 項目48のボタンを押すとチェックが入る
48	チェック欄・市 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する
49	チェック欄・都道府県	英数	1	1、スペース 項目50のボタンを押すとチェックが入る
50	チェック欄・都道府県 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 患者票(診療所分、都道府県・保健所用)

項番号	項目名	属性	桁数	項目の内容
1	調査年	英数	2	21~22(必須)
2	月	英数	2	01~12(必須)
3	保健所符号	英数	4	0101~4799(必須)
4	整理番号	英数	9	201000000~247999999(必須) プレプリント
5	療養病床(4)・在院患者延数	数字	5	0~99999
6	療養病床(4)・月末在院患者数	数字	4	0~9999
7	療養病床(4)・新入院患者数	数字	4	0~9999
8	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床から移された患者数	数字	3	0~999
9	療養病床(4)・退院患者数	数字	4	0~9999
10	療養病床(4)・同一医療機関内の他の特別の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
11	介護療養病床(6)・在院患者延数	数字	5	0~99999、項目11<項目5
12	介護療養病床(6)・月末在院患者数	数字	4	0~9999、項目12<項目6、項目12>項目17で項目19に <input type="checkbox"/> 入力の場合メッセージ表示
13	介護療養病床(6)・新入院患者数	数字	4	0~9999、項目13<項目7
14	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床から移された患者数	数字	3	0~999
15	介護療養病床(6)・退院患者数	数字	4	0~9999、項目15<項目9
16	介護療養病床(6)・同一医療機関内の介護療養病床以外(他の特別の病床を含む。)の病床へ移された患者数	数字	3	0~999
17	介護療養病床(6)月末病床数	英数	4	0~9999、またはスペース、項目11~16が0のときに1以上の入力があればメッセージ表示、項目12に1以上の入力があるときに0の場合エラー表示
18	訂正・追加報告	英数	2	△=通常の報告(デフォルト)、00=追加報告(手入力)、01~99=訂正報告(1度送信済みのデータを再送信するとき、自動で01から入る)
-	備考有無	英数	1	△=項目番号19の入力無し(デフォルト)、1=項目番号19(備考)の入力があったとき自動入力
19	備考欄	全角	80	
20	都道府県名	全角	10	プレプリント
21	保健所名	全角	10	プレプリント
22	施設名	全角	40	プレプリント
23	所在地	全角	60	プレプリント
24	チェック欄・保健所	英数	1	1、スペース 項目25のボタンを押すとチェックが入る
25	チェック欄・保健所 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する
26	チェック欄・市	英数	1	1、スペース 項目27のボタンを押すとチェックが入る
27	チェック欄・市 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する
28	チェック欄・都道府県	英数	1	1、スペース 項目29のボタンを押すとチェックが入る
29	チェック欄・都道府県 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 従事者票(都道府県・保健所用)

別添2-12

項番	項目名	属性	桁数	項目の内容
1	調査年	英数	2	22(必須)
2	保健所符号	英数	4	0101～4799(必須)
3	整理番号	英数	9	101000000～147999999(必須) プレプリント
4	(01)医師・常勤	英数	4	0～9999, Δ
5	(01)医師・非常勤(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目6に数字が入ったときは、必ず数字が入る
6	(01)医師・非常勤(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目5に数字が入ったときは、必ず数字が入る
7	(02)歯科医師・常勤	英数	4	0～9999, Δ
8	(02)歯科医師・非常勤(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目9に数字が入ったときは、必ず数字が入る
9	(02)歯科医師・非常勤(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目8に数字が入ったときは、必ず数字が入る
10	(03)薬剤師・実人員	英数	4	0～9999, Δ 項目11,12に数字が入ったときは、必ず数字が入る
11	(03)薬剤師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目10,12に数字が入ったときは、必ず数字が入る
12	(03)薬剤師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目10,11に数字が入ったときは、必ず数字が入る
13	(04)保健師・実人員	英数	4	0～9999, Δ 項目14,15に数字が入ったときは、必ず数字が入る
14	(04)保健師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目13,15に数字が入ったときは、必ず数字が入る
15	(04)保健師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目13,14に数字が入ったときは、必ず数字が入る
16	(05)助産師・実人員	英数	4	0～9999, Δ 項目17,18に数字が入ったときは、必ず数字が入る
17	(05)助産師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目16,18に数字が入ったときは、必ず数字が入る
18	(05)助産師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目16,17に数字が入ったときは、必ず数字が入る
19	(06)看護師・実人員	英数	4	0～9999, Δ 項目20,21に数字が入ったときは、必ず数字が入る
20	(06)看護師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目19,21に数字が入ったときは、必ず数字が入る
21	(06)看護師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目19,20に数字が入ったときは、必ず数字が入る
22	(07)准看護師・実人員	英数	4	0～9999, Δ 項目23,24に数字が入ったときは、必ず数字が入る
23	(07)准看護師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目22,24に数字が入ったときは、必ず数字が入る
24	(07)准看護師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目22,23に数字が入ったときは、必ず数字が入る
25	(08)看護業務補助者・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目26に数字が入ったときは、必ず数字が入る
26	(08)看護業務補助者・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目25に数字が入ったときは、必ず数字が入る
27	(09)理学療法士(PT)・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目28に数字が入ったときは、必ず数字が入る
28	(09)理学療法士(PT)・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目27に数字が入ったときは、必ず数字が入る
29	(10)作業療法士(OT)・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目30に数字が入ったときは、必ず数字が入る
30	(10)作業療法士(OT)・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目29に数字が入ったときは、必ず数字が入る
31	(11)視能訓練士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目32に数字が入ったときは、必ず数字が入る
32	(11)視能訓練士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目31に数字が入ったときは、必ず数字が入る
33	(12)言語聴覚士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目34に数字が入ったときは、必ず数字が入る
34	(12)言語聴覚士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目33に数字が入ったときは、必ず数字が入る
35	(13)義肢装具士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目36に数字が入ったときは、必ず数字が入る
36	(13)義肢装具士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目35に数字が入ったときは、必ず数字が入る
37	(14)歯科衛生士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目38に数字が入ったときは、必ず数字が入る
38	(14)歯科衛生士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目37に数字が入ったときは、必ず数字が入る
39	(15)歯科技工士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目40に数字が入ったときは、必ず数字が入る
40	(15)歯科技工士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目39に数字が入ったときは、必ず数字が入る
41	(16)診療放射線技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目42に数字が入ったときは、必ず数字が入る
42	(16)診療放射線技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目41に数字が入ったときは、必ず数字が入る
43	(17)診療エックス線技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目44に数字が入ったときは、必ず数字が入る
44	(17)診療エックス線技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目43に数字が入ったときは、必ず数字が入る
45	(18)臨床検査技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目46に数字が入ったときは、必ず数字が入る
46	(18)臨床検査技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目45に数字が入ったときは、必ず数字が入る
47	(19)衛生検査技師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目48に数字が入ったときは、必ず数字が入る
48	(19)衛生検査技師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目47に数字が入ったときは、必ず数字が入る
49	(20)臨床工学技士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目50に数字が入ったときは、必ず数字が入る
50	(20)臨床工学技士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目49に数字が入ったときは、必ず数字が入る
51	(21)あん摩マッサージ指圧師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目52に数字が入ったときは、必ず数字が入る
52	(21)あん摩マッサージ指圧師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目51に数字が入ったときは、必ず数字が入る
53	(22)柔道整復師・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目54に数字が入ったときは、必ず数字が入る
54	(22)柔道整復師・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目53に数字が入ったときは、必ず数字が入る
55	(23)管理栄養士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目56に数字が入ったときは、必ず数字が入る
56	(23)管理栄養士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目55に数字が入ったときは、必ず数字が入る
57	(24)栄養士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目58に数字が入ったときは、必ず数字が入る
58	(24)栄養士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目57に数字が入ったときは、必ず数字が入る
59	(25)精神保健福祉士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目60に数字が入ったときは、必ず数字が入る
60	(25)精神保健福祉士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目59に数字が入ったときは、必ず数字が入る

調査名 病院報告

調査票名 病院報告 従事者票(都道府県・保健所用)

項番	項目名	属性	桁数	項目の内容
61	(26)社会福祉士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目62に数字が入ったときは、必ず数字が入る
62	(26)社会福祉士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目61に数字が入ったときは、必ず数字が入る
63	(27)介護福祉士・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目64に数字が入ったときは、必ず数字が入る
64	(27)介護福祉士・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目63に数字が入ったときは、必ず数字が入る
65	(28)その他の技術員・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目66に数字が入ったときは、必ず数字が入る
66	(28)その他の技術員・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目65に数字が入ったときは、必ず数字が入る
67	(29)医療社会事業従事者・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目68に数字が入ったときは、必ず数字が入る
68	(29)医療社会事業従事者・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目67に数字が入ったときは、必ず数字が入る
69	(30)事務職員・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目70に数字が入ったときは、必ず数字が入る
70	(30)事務職員・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目69に数字が入ったときは、必ず数字が入る
71	(31)その他の職員・常勤換算(整数部)	英数	4	0～9999, Δ 項目72に数字が入ったときは、必ず数字が入る
72	(31)その他の職員・常勤換算(小数点第一位)	英数	1	0～9, Δ 項目71に数字が入ったときは、必ず数字が入る
73	訂正・追加報告	英数	2	Δ=通常の報告(デフォルト)、00=追加報告(手動入力)、01～99=訂正報告(1度送信済みのデータを再送信するとき、自動で01から入る)
-	備考有無	英数	1	Δ=項目番号74の入力無し(デフォルト)、1=項目番号74(備考)の入力があったとき自動入力
74	備考欄	全角	80	
75	都道府県名	全角	10	プレプリント
76	保健所名	全角	10	プレプリント
77	施設名	全角	40	プレプリント
78	所在地	全角	60	プレプリント
79	チェック欄・保健所	英数	1	1.スペース 項目80のボタンを押すとチェックが入る
80	チェック欄・保健所 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する
81	チェック欄・市	英数	1	1.スペース 項目82のボタンを押すとチェックが入る
82	チェック欄・市 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する
83	チェック欄・都道府県	英数	1	1.スペース 項目84のボタンを押すとチェックが入る
84	チェック欄・都道府県 受付ボタン	英数	10	ボタンを押すとシステム日付を取得する

調査票情報の提供等に係るリソースについて

	調査票情報の利用・提供		委託による統計の作成等 (法第34条)	匿名データの作成・提供 (法第35.36条)
	省内での利用 (法第32条)	行政機関、研究者等 (法第33条)		
件数	239(※1)	1,114(※1)	0	—
人員	専任2名、兼任1名、 調査所管課室(※2)		専任3名、調査所管課室	
予算	—		817万5千円 (今年度より予算化)	
手数料	無償 ただし、CD代、郵送料のみ負担		1時間あたり 5,900円 (統計法第38条、統計法 施行令第13条)	1ファイルあたり 10,450円 (統計法第38条、統計法 施行令第13条)
備考			平成22年2月より賃金構造基本統計調査、平成22年11月より人口動態調査、毎月勤労統計調査特別調査について提供開始	国民生活基礎調査の匿名データの作成中

※1 平成21年度に提供した件数

※2 統計情報部内での体制であり、他部局での統計調査は調査所管課室のみで行う。

統計事業予算

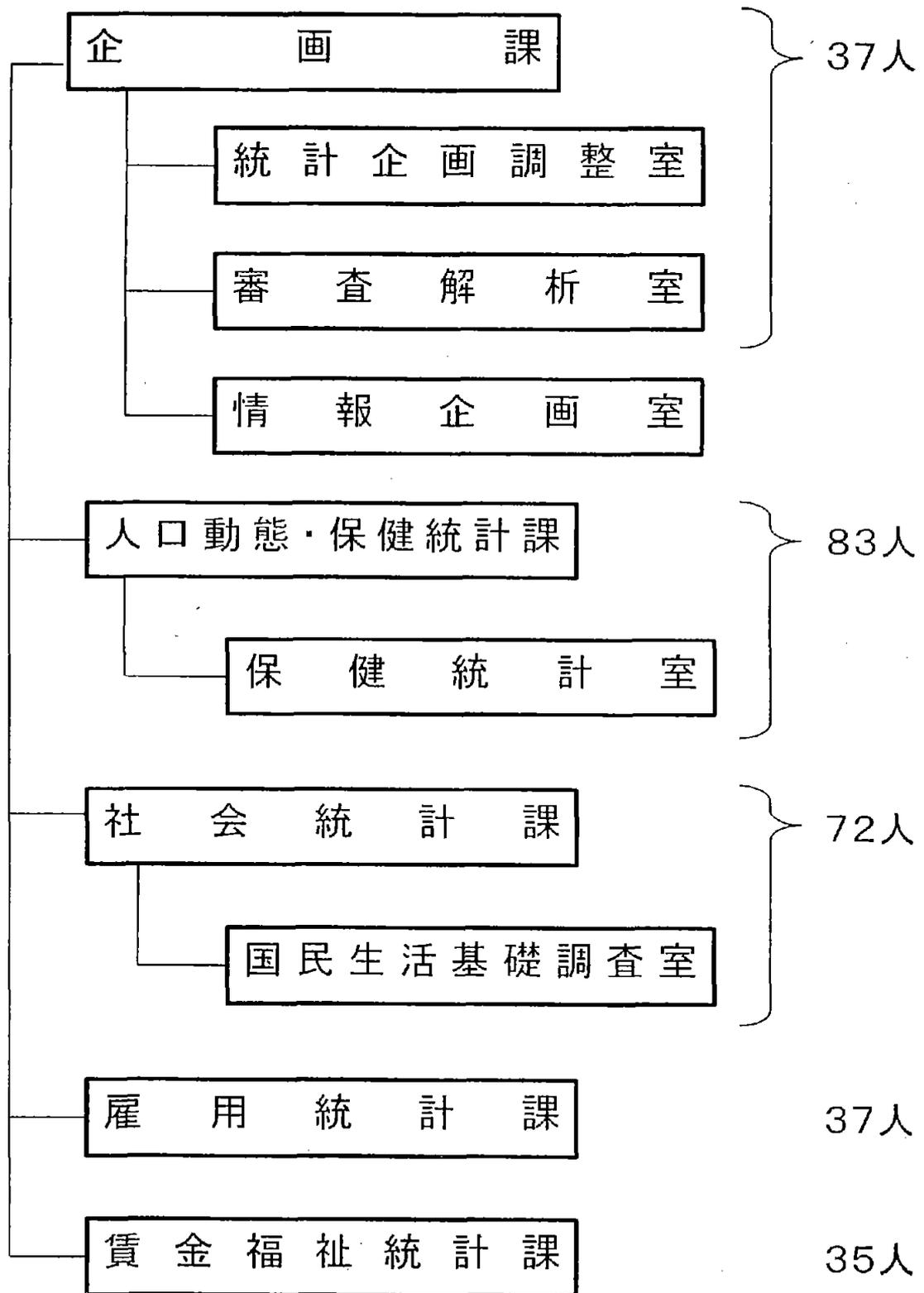
	平成 21 年度 予算額	平成 22 年度予算額
各府省合計	37,329,533 千円	88,553,163 千円
厚生労働省 (構成比)	3,791,773 千円 (10.2%)	4,366,385 千円 (4.9%)

(資料出所) 総務省「各府省統計事業計画一覧」

厚生労働省統計情報部分の予算（平成 22 年度）の内訳

都道府県等への委託費等	1,830,494 千円	65.5%
民間への委託費	732,127 千円	26.2%
本省経費	230,882 千円	8.3%
計	2,793,503 千円	100%

(注) 上記の予算額には、職員（都道府県等を含む。）の人件費は含まれていない。

厚生労働省大臣官房統計情報部の統計関係職員数
(平成22年度)

合計264人

国民健康・栄養調査について

健康局総務課生活習慣病対策室

- 本調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために毎年実施している。
- 無作為抽出した300単位区（約6,000人世帯、約18,000人）を調査客体として、下記の3種類の調査から成り立っており、被調査者を保健所職員等が直接訪問並びに会場に集め、身長や体重、血液検査等の実測を行うものである。
 - ① 身長、体重、血圧、問診、血液検査、歩数等を実測（身体状況調査）
 - ② 調査日の食事内容の全てを計量して把握（栄養摂取状況調査）
 - ③ 食生活、運動、睡眠、喫煙、飲酒等の生活習慣の把握（生活習慣調査）
- 調査結果については、厚生労働省が推進する国民健康づくり運動「健康日本21」の目標等の策定に使用され、それ以降、毎年、目標値のモニタリングとしての評価に利用されている。

また、「食育推進基本計画」の目標値のモニタリングや日本人の摂取量の基準となる「日本人の食事摂取基準」の策定、不測時の食料の確保等の根拠として用いられている。さらに、国際的には、世界保健機構（WHO）や経済協力開発機構（OECD）等における健康や生活習慣（肥満率、喫煙率等）の国際比較に用いられている。

（参考）

健康増進法（抄）

第三章 国民健康・栄養調査等

（国民健康・栄養調査の実施）

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

（調査世帯）

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

全国在宅障害児・者等実態調査（仮称）について

- これまで、障害児・者の実態を把握することを目的として、身体障害児・者等実態調査及び知的障害児（者）基礎調査を5年ごとに実施してきたところ。
- 平成23年度においては、制度の谷間のない「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定や施行準備に向けた基礎資料を得るため、障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態やニーズについて把握することを目的として、身体障害児・者等実態調査と知的障害児（者）基礎調査を統合し、全国在宅障害児・者等実態調査（仮称）を実施することを予定している。
- 現在、来年度の実施に向けてその調査内容、調査方法等の調査の在り方について、障害者に係る総合的な福祉法制に向けた検討を行う障害者制度改革推進会議総合福祉部会に、随時その検討状況を報告しつつ「全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ」において検討を進めているところ。

【調査の対象者（案）】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・上記の手帳は持っていないが、病気やけが等により日常生活に継続して支障が生じている方

（第8回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会資料より抜粋）

（参考）平成18年身体障害児・者等実態調査の回収率

身体障害者実態調査票・身体障害児実態調査票：67.8%

障害者就業実態調査票：51.0%

※ 平成18年身体障害児・者等実態調査は、調査票の配布については調査員が行うが、調査票の回収については、記入者のプライバシーを保護し、調査票の提出の自由意思を尊重する観点から、記入者が各自ポストに入れる郵送方式としていた。

このため、調査員が調査票の配布から回収までを行う方式の調査と比べ、回収率が低くなっていると考えられる。

また、障害者就業実態調査票については、平成18年度調査の回収率は51%と、過去3回の調査結果において初めて回収率60%を割っており、その一因としては平成18年度調査については調査項目が増えたことが考えられる。

回収率が低い統計調査について

厚生労働統計調査の中には、回収率が50%に達しないが、行政施策上、調査を実施すべき必要性が依然として存在し、他の代替データも存在しないことから、実施されている統計調査も見受けられる。

回収率が低いと非標本誤差が大きくなり、政策判断あるいは企業の経営判断や国民の経済情勢の把握を妨げ、適切な政策運営等の障害のみならず、厚生労働統計への信頼性を低下させることも考えられるため、統計調査の正確性と有用性の観点からできる限り回収率の向上に努める必要がある。

○ 回収率の維持・向上のために現在行っている取組等

① 調査票の改善による記入者負担の軽減の検討

- ✓ 記入しやすい調査票のレイアウトや調査項目
- ✓ プレプリントの導入

② オンライン調査導入による記入ミス防止と記入者の利便性の推進

③ 統計調査の理解と協力を得るための説明

- ✓ 調査票に記入された事項を統計以外の目的で使用しないことや、記入者の特定ができないこと等を記した協力依頼状の添付
- ✓ 前回調査時の調査結果（抜粋）を同封することによる統計調査の有用性の啓発

④ はがきや電話などによる督促

⑥ 広報の充実（厚生労働省のホームページや広報誌「厚生労働」による広報など）。

⑦ 政府統一ロゴタイプの策定

政府の実施する統計調査であること、政府が統計調査により作成した統計であることを容易に判別できる政府統計統一ロゴタイプを策定し、調査票や統計調査結果の公表資料等に表示すること等を政府全体で検討中。

など

政府統計統一ロゴタイプの策定について

被調査者の協力を得るための方策として、「統計調査に対する国民理解増進のための行動指針」（平成 22 年 3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に則り、現在、政府全体として公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）を推進するための統計基盤の整備に関する検討会議「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、検討事項の 1 つとして、調査対象者の統計調査に対する安心確保方策を検討中である。

具体的には、政府の統計調査であることの明確化、確認の容易化のため、政府統計統一ロゴタイプの策定、及びその使用基準等について検討しているところである。

統一ロゴタイプ策定の背景としては、内閣府の世論調査結果（平成 21 年 11 月）より、国の統計調査へ回答する際に「個人情報漏洩の不安がある」や「国の統計だと確認できない」といった不安の声が多数あることが顕著となっているためである。一方、従来型の一般大衆向け広告の延長線上では多大なコストがかかるため、コストをあまりかけることなく不安を取り除くイメージ戦略が効果的ではないかと考えられる。

この統一ロゴタイプを、調査票や封筒などの従来の印字物に追加することによって直接被調査者に届け、それを被調査者が確認することで回答時の不安を取り除き、コストも抑えられると考えられる。

統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針（抜粋）

〔平成 22 年 3 月 30 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ〕

II 調査対象者の統計調査に対する安心確保方策

1 政府の統計調査であることの明確化、確認の容易化のための方策

(4) 政府統計の統一ブランドの策定等

ア 統一ロゴタイプの策定

総務省は、国民や事業所・企業が安心して統計調査結果を利用し、また、安心して統計調査に報告を行えるように、①政府の実施する統計調査であること、②政府が統計調査により作成した統計であることを、国民や事業所・企業が容易に判別できるようにするため、平成 22 年度に統一ロゴタイプを策定し、同ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組を行う。

イ 統一ロゴタイプの使用

各府省は、上記アで策定した統一ロゴタイプについては、平成 24 年 1 月以降から、順次、統計調査の実施に当たり、①調査票や調査通知情報等の調査用品、②統計調査の広報用品及びホームページ並びに③統計調査結果の公表資料等その他の各府省が固有の印字をするものに表示して使用する。また、国民へのロゴタイプの浸透・定着を図るため、調査実施から調査結果の公表までの一連の調査に関する活動において、ロゴタイプの説明資料を添付するなど、ロゴタイプの周知を行う。

公表時期が遅い統計調査について

厚生労働統計調査については、公表時期（基準日から公表までの期間）が1年を超える統計調査や「報告書の公表までの期間」が2年を超える統計調査も見受けられる。

公表の遅延は、政策判断あるいは企業の経営判断や国民の経済情勢の把握を遅らせ、適時・適切な政策運営等の障害のみならず、厚生労働統計への信頼性を低下させるので、統計調査の有用性の向上の観点から、できる限り公表の早期化に努める必要がある。

公表時期が遅延した理由については、概ね下記1のとおりであり、下記2の現在行っている取組を強化して公表の早期化を図る。

1 公表が遅延した理由

- ① 調査系統の関係機関等からの調査票提出の遅れ
（関係機関等の人員削減による作業の遅れ）
- ② 調査内容の変更に伴う記入ミスとその確認作業の増加による遅れ
- ③ データをリンクさせる相手先の統計調査のデータ確定時期等の遅れ
（当該調査のデータ確定後に集計・分析を行うため）
- ④ データ集計・分析作業の遅れ
（調査実施機関等の人員削減による作業の遅れ）
- ⑤ 調査結果をさらに分析するために当初集計計画に無い新たな集計表を追加したことによる公表の遅れ
など

2 公表早期化のための現在行っている主な取組

- ① 関係機関等に調査票の送付を早めるなど、準備段階より作業の効率化を図り、公表までの時間を短縮
- ② 記入者負担軽減を図る調査票の設計を行い、調査票提出の遅延を防止
- ③ 調査票提出期限の周知徹底
- ④ オンライン調査の導入による記入ミスの防止と郵送時間の短縮
- ⑤ 内検・集計作業の工夫（目検強化・無駄のない集計設計等）によるデータ集計・分析作業の短縮
- ⑥ 報告書の公表に先立ち、統計表を政府統計の総合窓口（e-stat）に掲載することによる公表までの期間の短縮
（報告書は印刷等に期間を要するため）

3 参考（統計法）

（基幹統計の公表等）

第8条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計

計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（一般統計調査の公表等）

第23条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（略）

※「速やかに」の具体的な目安としては、第1報の公表は、月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内と解されている。

統計調査の実施に係る費用対効果について

統計調査の調査客体数の見直し、調査方法の見直し（悉皆・抽出、調査員調査・郵送調査・オンライン調査）、調査周期の見直し等については、以下の費用及び効果の観点を考慮してはどうかという考えがある。

1 統計調査の実施に必要な経費について

統計調査の実施にあたっては、調査目的に応じて調査客体数、調査方法等を設定し、その調査全般にわたり必要な経費について要求している。必要な経費について、具体的に例を挙げると、以下のとおりである。

旅費や通信運搬費、調査員手当等は全府省共通単価を用いて積算し、印刷製本費やデータ入力費等は過去の実績（一般競争入札の結果）をベースに積算していることから、調査の規模（客体数）や手法（調査員、郵送）等によって概ね自動的に決まってくるものである。

①旅費

調査実施機関や調査員への説明会などへの出席に係る交通費など

②印刷製本費

調査関係書類（調査票、記入要領など）、返信用封筒のあて名印刷、調査員証、調査広報のためのポスター、調査報告書などの作成に係る経費など

③データ入力費

集計にかかる経費

④通信運搬費

調査関係書類（調査票、記入要領など）や調査報告書を関係機関等に配布する経費など

⑤人件費

調査員手当、指導員手当、調査協力謝金など

⑥その他必要な経費

上記以外の諸経費（消耗品費、説明会場の賃借料など）など

2 統計調査の効果について

(1) PDCAサイクルでの活用度合い

施策のPDCAサイクルにおける具体的な活用は幅広く多様である。各々の利用の度合いをどのように数量的に評価するのが課題となる。

【例】

① 施策の実施に直接用いられるもの

✓ 労災年金の年金スライドにおける毎月勤労統計調査の利用（法令上利用が定められている）

② 施策の具体的な内容の決定に用いられているもの

✓ 診療報酬改定時の社会医療診療行為別調査等の利用

- ③ 施策の企画立案に基礎資料として用いられているもの
- ④ 政策評価の指標として用いられているもの
 - ✓ 少子化対策における人口動態調査（出生率）の利用
- ⑤ 都道府県等の行政の指針として用いられているもの
 - ✓ 医療計画の作成指針における患者調査等の利用

(2) 国民の利用度合い

国民の統計調査の利用は、多種多様で幅広く、その全てを行政機関が把握することはできない。各々の利用の度合いをどのように数量的に評価するのが課題となる。

【例】

- ① 新聞や著作物等への引用件数
- ② 調査ごとのホームページアクセス状況
- ③ 各種資料における引用（例えば母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線など）

厚生労働省統計調査の省内事業仕分け 報告（たたき台）案

I 基本的な考え方

1 統計調査における現状・背景

統計仕分けを行うに至る経緯、統計調査環境の悪化（予算額の縮小、被調査対象者の意識の変化等）、組織体制（予算・人員）の変遷等を記載。

2 基本的な視点

統計の質を悪化させることなく調査の効率化を進める方策を考えるとともに、統計法を踏まえ、行政ニーズのほかに民間ユーザの視点に立った議論も重要な旨を記載。

※ 3として、報告書のポイントも必要か。

II 厚生労働省統計調査の論点等

1 統計調査の結果作成について（費用対効果面から）

(1) 重複排除について

重複排除といった消極的視点からだけでなく、他調査との関連性を高めより細かな分析を可能とするような積極的視点から見ることも必要。

(2) 効率的な作成について

①行政記録情報の活用について

②オンライン調査の推進について

(3) 調査精度の向上について

①回収率の向上について

②被調査者の協力を得るための方策について

③統計調査のPRについて

2 統計調査の結果提供について

(1) 適時・的確な結果の提供について

国民のニーズに適応した統計を時宜に応じて的確に整備し、国民の利用に供することが必要である。

①公表（報告書）の提供の早期化について

報告書の公表が遅い場合には、製本せずにHP公表のみとするなどして早期の公表を図るべき。

(2) 厚生労働統計の活用について

①統計への容易なアクセスについて（一括でのインデックスなど）
e-Statへ原則搭載することの推進（最適化）

※その他論点ではないが、地域データの整備なども考えられる。

②二次利用の推進について

統計が国民の財産であるという新統計法の考え方に立ち、一層の推進、活用計画について記載。

③統計調査結果のPRについて

Ⅲ 厚生労働省統計調査への提言

1 厚生労働省統計調査の見直しの在り方

見直しや評価の仕組み（PDCA、外部の評価）の在り方について

(1) 別会議での検討について

個々の統計調査に関する技術的検討（調査方法・調査精度等）については、別会議で検討すべき

(2) 周期的な見直しについて

周期的（3～5年）に厚生労働省統計調査について見直しを行う。

2 統計調査の具体的課題について（P）

現時点までに、議論にあがった個々の統計調査の課題について例示する。

厚生労働統計調査一覽

基幹統計調査	・ ・ ・ ・ ・	P 1
一般統計調査 (人口・世帯関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 14
一般統計調査 (保健衛生関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 21
一般統計調査 (社会福祉関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 37
一般統計調査 (社会保険・社会保障等)	・ ・ ・ ・ ・	P 53
一般統計調査 (雇用・労働関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 66
一般統計調査 (その他)	・ ・ ・ ・ ・	P 91

注意事項

- この厚生労働統計調査一覧は、平成 22 年 11 月現在の厚生労働統計調査についてまとめたものである。
- 予算額は平成 22 年度予算額を基本としているが、周期調査で平成 22 年度の予算計上がないものは直近の実施時の予算額である。
- アクセス数は、政府統計共同利用システムへの平成 21 年 1 年間のアクセス数である。
- 二次利用件数は、平成 21 年度 1 年間の統計法第 32 条に基づく行政内における目的外集計等の調査票情報の利用、第 33 条に基づく地方公共団体等への調査票情報の提供実績である。
- 公表時期は、厚生労働省ホームページ等に概況等が公表されるまでの期間である。その後、詳細な報告書が刊行されるのが一般的な流れである。
- 外部委託の状況は民間等への委託状況である。

基幹統計調査

1

平成22年11月現在

厚生労働統計調査一覧(基幹統計)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	二次利用	
								32条	33条
人口動態調査 【大臣官房統計情報部】	302,539	1899年	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	・母子保健対策 ・老人保健対策 ・精神保健対策(自殺対策) ・疾病予防対策(がん対策) ・少子化対策 ・高齢化対策	328,543	226,867	1,046	30	1,016
医療施設調査 【大臣官房統計情報部】	5,389	1948年 「施設面からみた医療調査」	全国の医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・「子ども・子育てビジョン」数値目標 ・がん対策推進基本計画中間報告書 ・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」の基礎資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」の基礎資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討	82,403	37,123	34	32	2
(1) 動態調査									
(2) 静態調査									

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
人口動態調査 【大臣官房統計情報部】	オンライン/ 郵送	なし	悉皆	市区町村数=1,901 (平成22年4月現在)	本省一都道府県一 (保健所設置市・特別区)一保健所一市区町村	毎月	速報:調査月の約2ヶ月後 月報:調査月の約5ヶ月後 推計:調査年の翌年1月 概数:調査年の翌年6月 確定数:調査年の翌年9月	e-Statの掲載は確定数公表と同時に(調査年の翌年9月) 報告書の刊行は調査年の1年2ヶ月後	100%
医療施設調査 【大臣官房統計情報部】 (1) 動態調査	オンライン/ 郵送	都道府県・保健所設置市・特別区を対象	悉皆	開設・廃止等のあった医療施設 一月あたり平均2,113施設	本省一都道府県一保健所設置市・特別区	毎月	約2ヶ月	報告書は各月の動態調査を集計したものであり、最後の調査月から約1年6ヶ月	100%
(2) 静态調査	郵送	医療施設基本ファイル	悉皆	医療施設 約17万6千施設	本省一都道府県一(保健所設置市・特別区)一保健所一医療施設	3年	約1年2ヶ月	約1年6ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
人口動態調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (調査票の発送のみ)	○ (個票審査のみ)				「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数 約3,260,000件/年間
医療施設調査 【大臣官房統計情報部】 (1) 動態調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (月報のデータチェックのみ(全体の5割程度))	○			
(2) 静态調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条		
受療状況調査 (1) 患者調査 【大臣官房統計情報部】	155,089 (H20)	1948年 「施設面からみ た医療調査」	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県で策定する医療計画(医療計画作成指針) ・今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会資料 ・中央社会保険医療協議会において診療報酬の改定の検討資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討 	67,770	18,457	13	11	2		
国民生活基礎調査 【大臣官房統計情報部】	575,706	1986年	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルミニマム研究会資料(相対的貧困率、子どもの相対的貧困率等) ・健康日本21及びがん対策推進基本計画(健康診断・健康診査の受診率、がん検診の受診率) ・年金財政検証資料(高齢者世帯の所得の状況、年金だけで生活している高齢者世帯) ・今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会資料(同居している主な介護者と要介護者等の構成割合等) 	67,387	66,880	32	21	11		

5

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
受療状況調査 (1) 患者調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	医療施設基本ファイル	層化無作為抽出	約 332万人	本省—都道府県— (保健所設置市・特別 区)—保健所—医療 施設	3年	約1年2ヶ月	約1年6ヶ月	98% (調査対象 施設のうち回答の あった施設数の割 合)
国民生活基礎調査 【大臣官房統計情報部】	調査員	国勢調査区	層化無作為抽出	約27万6千世帯	本省—都道府県・指 定都市・中核市—保 健所・福祉事務所— 調査員—対象	毎年6.7月	約10ヶ月	【e-stat掲載】 約1年1ヶ月 【報告書発行】 約1年7ヶ月	81.9%

6

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑義照会	データ入力	集計	
・受療状況調査 (1) 患者調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○		
・国民生活基礎調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○		22年度は大規模年

7

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
毎月勤労統計調査 【大臣官房統計情報部】	953,838				159,870	107,286					
(1) 全国調査	575,118	1923年	給与、労働時間及び雇用について全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的としており、また、特別調査にあつては、これら全国調査及び地方調査を補完する。	・月例経済報告、景気動向指数、国民経済計算、各種審議会(中央最低賃金審議会、労働政策審議会労働条件分科会、社会保障審議会年金部会等)資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働災害補償保険法に基づく休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額の改定等			1	0		1	
(2) 地方調査	253,399	1951年									
(3) 特別調査	125,321	1957年					2	1			1

8

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・ 毎月勤労統計調査 【大臣官房統計情報部】									
(1) 全国調査	オンライン/ 調査員/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	第1種事業所: 層化無作為抽出 第2種事業所: 二段抽出	第1種事業所 16,675 第2種事業所 16,500	本省一都道府県一対象 本省一都道府県一調査員一対象	毎月	約1ヶ月	約3ヶ月	86.5%
(2) 地方調査		平成18年事業所・企業統計調査	【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内から無作為抽出	第1種事業所 21,500 第2種事業所 22,000	本省一都道府県一対象 本省一都道府県一調査員一対象	毎月		都道府県により異なる。	
(3) 特別調査	調査員	平成18年事業所・企業統計調査区	二段抽出【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内を悉皆調査	25,000事業所	本省一都道府県一調査員一対象	毎年	約5ヶ月	約6ヶ月	91.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票審査・貸出照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・ 毎月勤労統計調査 【大臣官房統計情報部】								
(1) 全国調査		○			○		電子調査票の作成	
(2) 地方調査								
(3) 特別調査		○			○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・賃金構造基本統計調査 【大臣官房統計情報部】	148,948	1948年	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	・労災保険の休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額の年齢階級別の最低限度額及び最高限度額の設定のための資料 ・最低賃金の決定のための資料 ・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	340,939	38,954	41	23	18		
・薬事工業生産動態統計調査 【医政局】	52,618	1952年	医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産(輸入)等の実態を明らかにする。	・医薬品の市場規模の推移を把握し、医薬品産業ビジョンや新医療機器・医療技術産業ビジョン等の検討資料として活用	790	114,020	0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・賃金構造基本統計調査 【大臣官房統計情報部】	職員/調査員	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約78,000事業所	本省一都道府県労働局一労働基準監督署一調査員一対象	毎年	約5~8ヶ月	1年	約70%
・薬事工業生産動態統計調査 【医政局】	オンライン / 郵送	事業所・企業統計調査	悉皆	医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造販売する事業所及び医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造する製造所	本省一都道府県一調査員一対象 本省一対象	毎月	月報は、2ヶ月、年報は、6ヶ月	月報は2ヶ月、年報は6ヶ月	休眠事業所等生産や出荷の実績がない場合、提出義務が発生しないため不明

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・賃金構造基本統計調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労働局への発送のみ)	○ (個票審査のみ)	○	○		
・薬事工業生産動態統計調査 【医政局】		○	○		○	○		

一般統計調査

(人口・世帯関係)

厚生労働統計調査一覧(一般統計)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・21世紀出生児縦断調査 【大臣官房統計情報部】	88,896	2001年	21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	・改正育児・介護休業法参考資料集(第1子出産前後の女性の就業状況の変化)、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱	17,265	3,663	2	2	0	0	
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	69,376	1940年	他の公式統計では把握することのできないわが国全国の結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得る。	・次世代育成支援関連諸施策等立案の資料 ・年金財政再計算・財政検証等に必要となる将来推計人口の人口データ ・内閣府「子ども・子育て白書」、厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・都道府県や市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	565	96,580 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	
・中高年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	63,398	2005年	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その「健康・就業・社会活動」について、意図面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得る。	・高齢者の健康、就業対策(仕事のための能力開発・自己啓発の有無、就業意欲を白書へ掲載)	5,571	264	1	1	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・21世紀出生児縦断調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	人口動向調査出生票	悉皆	約8万1千人	本省一対象(世帯)	毎年7,11月、12月	約1年	約1年8ヶ月	92%
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	42,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	(夫婦調査) 1年 (独身者調査) 1年3ヶ月	(夫婦調査) 実施より約1年 (独身者調査) 実施より約1年半	【暫定】 (夫婦調査) 91.2% (独身者調査) 80.6%
・中高年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成16年国民生活基礎調査地区名簿	無作為抽出	約3万1千人	本省一対象(世帯)	毎年	約1年1ヶ月	約1年9ヶ月	96.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵便審査・様式照会	データ入力	集計	
・21世紀出生児縦断調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○ (郵便審査のみ)	○		H21.11.30概況公表
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (郵便審査のみ)	○	○ (基本集計)	社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・中高年齢者縦断調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○ (郵便審査のみ)	○		H21.12.15概況公表

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	41,871 (H18)	1976年	他の公式統計では把握することのできない個人の移動履歴や移動理由、5年後の居住地といった人口移動に関する現状と要因を明らかにし、関連諸施策ならびに地域別の将来人口推計に必要な基礎資料を得る。	・地域の医療・福祉等の社会サービス施策の基礎資料として必要となる地域別の将来人口推計の基礎資料 ・本調査をもとに行われた地域別の将来人口推計は各種白書類や審議会資料、地方自治体の総合計画の資料として数多く利用されている。	565	27,857 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	
・21世紀成年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	39,964	2002年	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	・改正育児・介護休業法参考資料集(子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの5年間の第2子以降の出生の状況)	12,517	7,573	1	1	0	0	
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	34,458 (H20)	1993年	他の公式統計では把握することのできないわが国の出産・子育て、扶養・介護といった家庭機能の現状とその変化を把握し、関連諸施策ならびに人口・世帯の動向把握に必要な基礎資料を得る。	・少子化対策、次世代育成支援関連諸施策等立案の基礎資料として用いられる ・厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・各種審議会や都道府県、市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	334	15,822 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	33,998 (H21)	1985年	他の公式統計では把握することのできない世帯の形成、拡大、縮小に関する動向を把握し、世帯数の将来推計をはじめとする世帯の動向把握ならびに関連諸施策に必要な基礎資料を得る。	・介護事業計画等の社会・福祉サービス施策の基礎資料 ・本調査のデータを利用した世帯数の将来推計によって、高齢者世帯やひとり親世帯の将来見通し等の情報を提供 ・本調査をもとに行われた世帯数の将来推計は各種白書類や審議会資料として数多く利用	326	20,419 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・ 社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所－都道府県・指定都市・中核市－保健所－調査員－対象	5年	平成20年10月 (実施より約2年3ヶ月)	平成21年3月 (実施より約2年8ヶ月)	74.0%
・ 21世紀成年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成13年国民生活基礎調査地区名簿	無作為抽出	約2万人	本省－対象(世帯)	毎年	約1年4ヶ月	約1年9ヶ月	91.3%
・ 社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所－都道府県・指定都市・中核市－保健所－調査員－対象	5年	平成22年5月 (実施より約1年10ヶ月)	平成22年11月予定 (実施より約2年4ヶ月)	84.7%
・ 社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所－都道府県・指定都市・中核市－保健所－調査員－対象	5年	平成22年11月予定 (実施より約1年4ヶ月)	平成23年3月予定 (実施より約1年8ヶ月)	76.8%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵票審査・疑義照会	データ入力	集計	
・ 社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)	社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・ 21世紀成年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○ (個票審査のみ)	○		H21.3.11概況公表
・ 社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)	社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・ 社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)	社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。

一般統計調査 (保健衛生関係)

21

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (121年e- Stat分)	アクセス数 (121年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32業		33業	
								32業	33業	32業	33業
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査) 【健康局】	137,955	1946年	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣等の状況を明らかにする。	・健康日本21や食育基本計画のモニタリング	1,372	124,140	41	0	0	41	0
・特定保険医療材料価格調査 【医政局】	76,411	1995年	材料価格基準改定(健康保険法第77条)	・材料価格基準改正の基礎資料	8		0	0	0	0	0
・受療行動調査 【大臣官房統計情報部】	47,344 (H20)	1996年	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	・がん対策推進基本計画 中間報告書 ・へき地保健医療対策検討会報告書 ・中央社会保険医療協議会において診療報酬の改定が国民に与えた影響の検討資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係国会答弁参考資料 ・医政局関係各種議員レク ・医政局関係制度改正の検討	8,308	13,512	3	3	0	0	0
・医薬品価格調査 【医政局】	39,974	1952年	薬価基準改正 (健康保険法第77条)	・薬価基準改正の基礎資料	104		0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査) 【健康局】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約6,000世帯	本省—都道府県・保健所設置市・特別区—保健所—調査員—対象	毎年	調査実施後、1年	概要発表後、半年	7割弱
・特定保険医療材料価格調査 【医政局】	郵送	医療施設動態・静態調査のデータ、保険薬局名簿、歯科技工所名簿(保険局医療課を経由して入手)	【販売サイド】患者 【購入サイド】層化無作為	【販売側】医療機器販売業約6,400事業所 【購入側】病院2,200、診療所1,300、保険薬局1,600、歯科診療所1,100、歯科技工所100	本省—都道府県—対象	2年	(中医協資料として調査結果概要を提出) 約1ヶ月(前回実績) (承認申請時の公表予定の時期)非公表	—	64.5%
・受療行動調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	医療施設基本ファイル	層化無作為抽出	外来:約13万人 入院:約7万人	本省—都道府県—(保健所設置市・特別区)—保健所—調査員—患者	3年	約11ヶ月	約1年6ヶ月	外来:76.1% 入院:83.3% (調査対象施設における調査票配布数のうち回収された割合)
・医薬品価格調査 【医政局】	郵送	医薬品卸売販売業者、医療施設、保険薬局	医薬品卸売販売業者は患者、医療施設、保険薬局は無作為抽出	医薬品卸売販売業者4,000事業所 病院900事業所 診療所1,000事業所 保険薬局1,600事業所	本省—都道府県—対象	毎年	(中医協資料として調査結果概要を提出) 約2ヶ月(前回実績) (承認申請時の公表予定の時期) 内部資料として使用し、公表しない	非公表	63%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査) 【健康局】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○		
・特定保険医療材料価格調査 【医政局】		○	○		○	○		22年度の実施未定(緊急時に備えた予算措置)
・受療行動調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○			
・医薬品価格調査 【医政局】		○	○		○	○		

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
・原爆被爆者実態調査 【健康局】	28,229 (H17)	1965年	被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の生活、健康等の現状などを把握する。	・被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じるための基礎資料	32		0	0	0	0	
・歯科疾患実態調査 【医政局】	24,655 (H17)	1957年	わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	・フッ化物応用の推進によるむし歯予防に対する取り組み、歯周病の節目検診等の実施、8020運動推進特別事業の事業内容の見直し等	247	14,953	0	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・原爆被爆者実態調査 【健康局】	郵送	【国内調査】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく「被爆者健康手帳交付台帳」 【国外調査】交付台帳及び手帳関係被爆確認証交付者に係る書類	【国内調査】国内に居住している被爆者のうち、抽出率1/4で無作為に抽出 【国外調査】国外に居住している被爆者及び在外被爆者連日支援等事業(平成16年12月21日健発第1221003号)の3の(6)のアに基づき被爆確認証の交付を受けている者	【国内調査】65,109人 【国外調査】3,039人	本省一都道府県、広島市、長崎市一対象	10年	年度内公表予定 (基準日:H17.11.1)		【国内調査】74.8% 【国外調査】82.3%
・歯科疾患実態調査 【医政局】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約6,000世帯	本省一都道府県・政令市・特別区一保健所一調査員一対象	6年	約半年程度	概要発表後、半年	70%弱

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票の回収	データ入力	集計	
・原爆被爆者実態調査 【健康局】				○ (個別調査のみ)	○	○	グラフ作成・分析、分析結果に基づく報告書の作成
・歯科疾患実態調査 【医政局】		○	○	○	○		

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年0-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・病院報告 【大臣官房統計情報部】	20,581	1945年 「病院週報」	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・医療費適正化計画資料 ・第六次看護職員需給見通し資料 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係国会答弁参考資料 ・医政局関係各種議員レク ・医政局関係制度改正の検討	37,532	34,505	17	16	1		
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス) 【医政局】	17,107	2000年	全国の薬剤耐性菌の発生動向について把握する。	・院内感染対策講習会にそのデータを利用して医療従事者への周知	49		0	0	0		
・地域保健・健康増進事業報告 【大臣官房統計情報部】	12,793	1948年 「保健所事業成績月報」	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	・がん検診に関する検討会資料 ・地域保健健康増進推進部会資料	36,747	9,327	0	0	0		
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【医政局】	12,387	1969年 (卒業見込者数等調べ(前身の調査))	保健師、助産師、看護師及び准看護師学校養成所の入学状況及び卒業生の就業状況等を把握し、看護行政上の基礎資料として活用する。	・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「今後の看護教員のあり方に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく看護師等学校養成所の指定・入学定員等の承認変更の際の基礎資料	25,455		0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・病院報告 【大臣官房統計情報部】	オンライン/ 郵送	医療施設基本ファイル	悉皆	病院 約9,000 療養病床を有する診療所 約2,000	本省一都道府県一(保健所設置市・特別区)一保健所一病院・療養病床を有する診療所	毎月、毎年	月報:約100日 年報:約1年	・患者票報告書は各月の月報を集計したものであり、最後の調査月から約1年3ヶ月 ・従事者票約1年6ヶ月	100%
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス) 【医政局】	オンライン	全国200床以上の医療機関	有意抽出	約850病院	本省一対象	毎月	四半期報は約6ヶ月 年報は約1年	約1年	約85%
・地域保健・健康増進事業報告 【大臣官房統計情報部】	オンライン	全国の保健所及び市区町村を対象	悉皆	2,162政令市、保健所、市町村(平成22年3月31日現在)	本省一都道府県・指定都市・中核市一保健所・保健所を設置する市・特別区一市町村	毎年度	約1年	約1年4ヶ月	100%
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【医政局】	オンライン	・事業所・母集団DBを使用 ・学校等養成所の新設、廃止の情報を毎年更新	悉皆	全国び看護師等学校養成所約1,677	本省一都道府県一地方厚生局一看護師学校養成所	毎年	約7ヶ月	約7ヶ月 HP上で公表	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票査・集計照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・病院報告 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (月報のデータチェックのみ(全体の7~8割))	○		電子調査票作成	
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス) 【医政局】	○	-	-	-	-	-		
・地域保健・健康増進事業報告 【大臣官房統計情報部】		-	-	-	-	-	電子報告書の作成及び変更	
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【医政局】	-	-	-	-	-	-	○システム運用保守業務	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・医師・歯科医師・薬剤師調査 【大臣官房統計情報部】	11,622	1948年 「医師・歯科医師調査」	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	・医師の需給に関する検討会報告書 ・今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書 ・第3回薬剤師需給の将来動向に関する検討会資料	49,178	26,438	4	3	1		
・衛生行政報告例 【大臣官房統計情報部】	8,130	1886年 「内務報告例」	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得る。	・厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 ・医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師分科会資料 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・国会答弁参考資料 ・各種議員レク ・制度改正の検討	39,633	17,738	1	0	1		
・食肉検査等情報還元調査 【食品安全部】	7,812の内数	1997年	都道府県等が実施している、と畜場における食肉検査及び食鳥処理場における食鳥検査について、とさつ解体禁止、廃棄等の措置内容についてのデータを集計することにより、全国の状況を把握する。	・と畜場法の一部改正に関わる参考資料 ・各都道府県等における、食肉検査・食鳥検査等の食肉衛生や食品衛生に関する研究等	1,275		0	0	0		
・医薬品・医療機器産業実態調査 【医政局】	4,648	1971年(医薬品産業実態調査) 1985年(医療機器産業実態調査)	医薬品製造販売業及び医療機器製造販売業の経営実態を把握し、医薬品産業及び医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。	・医薬品の市場規模の推移を把握し、医薬品産業ビジョンや新医療機器・医療技術産業ビジョン等の検討資料として活用	33,013		0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・医師・歯科医師・薬剤師調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	なし	悉皆	医師 約20万人 歯科医師 約10万人 薬剤師 約27万人	本省一都道府県一(保健所設置市・特別区)一保健所…医師・歯科医師・薬剤師	2年	約1年	約1年3ヶ月	医師・歯科医師・薬剤師の全国の届出をとりまとめたものである。
・衛生行政報告例 【大臣官房統計情報部】	オンライン	都道府県・指定都市・中核市を対象	悉皆	106都道府県市	本省一都道府県・指定都市・中核市	毎年度、隔年12月末	年度報、隔年報ともに約7ヶ月	・隔年報 約1年2ヶ月 ・年度報 約11ヶ月	100%
・食肉検査等情報還元調査 【食品安全部】	オンライン	全都道府県、保健所設置市、特別区	悉皆	136自治体	本省一自治体	毎年	約6ヶ月	約6ヶ月	100%
・医薬品・医療機器産業実態調査 【医政局】	郵送	各団体(日本製薬団体連合会等)から提出された会員名簿	悉皆	医薬品、医療機器の販売、製造販売する企業 約1600	本省一対象	毎年	約1年	約1年	医薬品: 80.5% 医療機器: 77.1% (平成19年度公表分)

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵票審査・様式照会	データ入力	集計	
・医師・歯科医師・薬剤師調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○		
・衛生行政報告例 【大臣官房統計情報部】		-	-		-		電子報告表の作成及び変更
・食肉検査等情報還元調査 【食品安全部】		-	-		-		
・医薬品・医療機器産業実態調査 【医政局】		○	○		○	○	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
・保健師活動領域調査 (領域調査) 【健康局】	3,315の 内数	2009年	行政の保健師の活動領域を把握し、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握並びに企画調整の参考資料とする。	・地方交付税の要求及び、保健師関連の会議や検討会の資料に使用	-		0	0	0	0	
・保健師活動領域調査 (活動調査) 【健康局】	3,315の 内数 (H21)	2009年	地域保健福祉活動に従事する全ての保健師の業務内容、業務量の現状を把握し、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握並びに企画調整の参考資料とする。	・地方交付税の要求及び、保健師関連の会議や検討会の資料に使用	-		0	0	0	0	
・無医地区等調査(無歯科医地区等調査) 【医政局】	1,480 (H21)	1966年	全国の無医地区等の実態及び医療確保の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	・各都道府県におけるへき地保健医療計画	85	3,809	0	0	0	0	
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査) 【医政局】	1,480 (H21)	1971年	全国の無歯科医地区等の実態及び医療確保の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	・各都道府県におけるへき地保健医療計画	13	2,720	0	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・保健師活動領域調査 (領域調査) 【健康局】	郵送	都道府県、保健所 設置市、特別区、市 町村	悉皆	47都道府県、1777市 区町村	本省一都道府県・保 健所設置市・特別区 本省一都道府県一市 町村	毎年	調査実施後、4ヶ月	—	100%
・保健師活動領域調査 (活動調査) 【健康局】	郵送	都道府県、保健所 設置市、特別区、市 町村	層化無作為抽出	11都道府県、434市 区町村	本省一都道府県・保 健所設置市・特別区 本省一県一市町村	3年毎	調査実施後、10ヶ月	—	100%
・無医地区等調査(無歯 科医地区等調査) 【医政局】	オンライン/ 郵送/調査 員(市町村 職員)	全市町村	悉皆	無医地区・無歯科医 地区 各600市町 村・都道府県	本省一都道府県一市 町村	5年	約1年程度	約5ヶ月程度	100%
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査) 【医政局】	オンライン/ 郵送/調査 員(市町村 職員)	全市町村	悉皆	無医地区・無歯科医 地区 各600市町 村・都道府県	本省一都道府県一市 町村	5年	約1年程度	約5ヶ月程度	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	調査票等・様 式照会	デー タ入 力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・保健師活動領域調査 (領域調査) 【健康局】						○		「報告書ではなくe-stat及 び厚労省ホームページに て公表することに対応。」
・保健師活動領域調査 (活動調査) 【健康局】						○		「報告書ではなくe-stat及 び厚労省ホームページに て公表することに対応。」
・無医地区等調査(無歯 科医地区等調査) 【医政局】					○			
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査) 【医政局】					○			

一般統計調査 (社会福祉関係)

37

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・身体障害児・者等実態調査(身体障害実態調査票、身体障害児実態調査票) 【社会・援護局障害保健福祉部】	149,504 (H18)	2001年(身体障害者実態調査は1951年、身体障害児実態調査は1960年より実施)	身体障害児・者の障害の種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況、障害別ニーズの把握を行い、身体障害児・者に係る福祉施策の推進に必要な基礎資料を得る。	・日本の障害者数の推計 ・社会保障審議会障害者部会等において制度の見直し等の議論の基礎資料	3,209	20,877	0	0	0	0	0
・身体障害児・者等実態調査(障害者就業実態調査票) 【職業安定局高齢・障害者対策部】	8572 (H18)	2001年(2001年以前については、障害者就業実態調査として実施(1981年～1996年))	身体、知的、精神障害者の障害の種類・程度及び就業形態や就業、未就業の別等の把握を行い、障害者の自立及び社会経済活動への参加をより一層促進するために必要な検討資料を得る。	・制度、施策の見直しの検討資料 ・障害者雇用率を設定する際の検討	-	13,229	0	0	0	0	0
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査) 【社会・援護局】	129,465	1951年	この調査は、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護基準の在り方についての検証及び毎年の生活保護基準改定の妥当性の検証に用いられている。	1,055	3,807	0	0	0	0	0
・知的障害児(者)基礎調査 【社会・援護局障害保健福祉部】	90,477 (H17)	1966年(精神薄弱児基礎調査は1959年、精神薄弱者基礎調査は1961年から実施。)※平成12年に精神薄弱児(者)基礎調査から知的障害児(者)基礎調査に改称。	在宅知的障害児(者)の生活の実状とニーズを把握し、今後における知的障害児(者)福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得る。	・日本の障害者数の推計 ・社会保障審議会障害者部会等において制度の見直し等の議論の基礎資料	861	11,432	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)		報告書の公表までの期間	回収率
・身体障害児・者等実態調査(身体障害実態調査票、身体障害児実態調査票) 【社会・援護局障害保健福祉部】	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区を1/100、1/300の割合で調査地区を無作為抽出	身体障害者:約9,700人 身体障害児:約1,000人	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村-調査員-対象	5年	約1年6ヶ月	約2年	67.8%	
・身体障害児・者等実態調査(障害者就業実態調査票) 【職業安定局高齢・障害者対策部】	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区から1/100の割合で調査地区を無作為抽出	国勢調査により設定された調査区を1/100の割合で無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害者、知的障害者及び精神障害者 21,368人	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村-調査員-対象	5年	約1年6ヶ月	-	51%	
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査) 【社会・援護局】	調査員	ケース番号搭載簿	1,110世帯を無作為抽出	1,110世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所-調査員-対象	毎年	12ヶ月	24ヶ月	90.6%	
・知的障害児(者)基礎調査 【社会・援護局障害保健福祉部】	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区を1/150の割合で調査地区を無作為抽出	約2,600人	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村-調査員-対象	5年	約1年2ヶ月	約2年	82.2%	

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式照会	データ入力	集計	その他 (分箱不能、留忌事項など)	
・身体障害児・者等実態調査(身体障害実態調査票、身体障害児実態調査票) 【社会・援護局障害保健福祉部】		○	○		○	○		職業安定局高齢・障害者雇用対策部と共管 身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。
・身体障害児・者等実態調査(障害者就業実態調査票) 【職業安定局高齢・障害者対策部】		○	○		○			障害保健福祉部企画課と共管。 身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査) 【社会・援護局】		○	○		○	○		
・知的障害児(者)基礎調査 【社会・援護局障害保健福祉部】		○	○		○	○		身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年6- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・社会福祉施設等調査 【大臣官房統計情報 部】	75,660	1956年	全国の社会福祉施設等の数、 在り所者、従事者の状況等を把握し、 社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・自治体の障害者計画作成の資料 ・福祉人材確保対策の資料 ・少子化対策の資料	47,914	32,815	9	7	2		
・障害福祉サービス経営 実態調査 【社会・援護局障害保 健福祉部】	24,819	2007年	障害福祉サービス施設・事 業所等の経営状態等のデータ を把握することにより、次期報 酬改定に必要な基礎資料を得る。	・本調査結果をもとに報酬改定が行われる	63	9,995	0	0	0		
・全国母子世帯等調査 【雇用均等・児童家庭 局】	16973 (H18)	1952年	全国の母子世帯、父子世帯、 父母のいない児童のいる世帯の 生活の実態を把握し、これら の母子世帯等に対する福祉 対策の充実を図るための基礎 資料を得る。	・母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正 を図るなど、ひとり親世帯に対する施策の充実を 図るための資料	3,973	19,555	0	0	0		
・乳幼児栄養調査 【雇用均等・児童家庭 局】	16943 (H17)	1985年	全国の乳幼児の栄養方法及び 食事の状況等を調査し、母 乳育児の推進、乳幼児の栄養 改善のための基礎資料を得る。	・市町村等の母子保健事業における技術的な 援助として「授乳・離乳の支援ガイド」を作成する際 の資料	555	10,470	0	0	0		
・全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭 局】	15291 (H21)	1963年	全国に家庭に在る児童及びそ の世帯の状況等の児童を取り 巻く環境を把握し、児童福祉 行政推進のための基礎資料 を得る。	・児童に健全な遊び場を与えて、児童の健康増 進等を目的とする「児童館・児童センター等の整 備」、保護者が昼間家庭にいない10歳未満の児 童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場 を与えて健全育成を図る「放課後児童健全育成 事業」、地域の子育て家庭に対し相談指導や育 児支援を図る「地域子育て支援センター事業」等 の各種事業の推進のための資料	667	6574	0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・社会福祉施設等調査 【大臣官房統計情報 部】	郵送	都道府県等からの 社会福祉施設等の 情報	悉皆	約113,800施設・事業 所	本省一民間事業者一 施設・事業所	毎年	約1年4ヶ月	約1年5ヶ月	約90%
・障害福祉サービス経営 実態調査 【社会・援護局障害保 健福祉部】	郵送/メー ル	障害福祉サービス 施設・事業所等の調 査名簿	層化無作 為抽出	16,728ヶ所 (平成19-20調査時)	本省一民間事業者一 対象	3年	4ヶ月半 (予定)	7ヶ月 (予定)	平成19-20 年度実施の 前回調査 (76.9%)と 同程度以上
・全国母子世帯等調査 【雇用均等・児童家庭 局】	調査員	国勢調査により設定 された調査区から無 作為に抽出した 1,800地区	層化無作 為抽出	約2,400世帯	本省一都道府県・指 定都市・中核市一福 祉事務所一調査員一 世帯	5年	11ヶ月	11ヶ月	74.1%
・乳幼児栄養調査 【雇用均等・児童家庭 局】	調査員	国民生活基礎調査 の対象となった調 査単位区から抽出した 2000単位区	層化無作 為抽出	単位区内の4歳未満 児約3,500人及びその 乳幼児のいる世帯	本省一都道府県・政 令市・特別区一保健 所一調査員一 対象	10年	9ヶ月	9ヶ月	78.7%
・全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭 局】	調査員	国民生活基礎調査 の対象となった調 査単位区から無作為 に抽出した360単位 区	層化無作 為抽出	1,600世帯 1,200人	本省一都道府県・指 定都市・中核市一福 祉事務所一調査員一 対象	5年	1年6ヶ月	-	87.7%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式照会	データ入力	集計	
・社会福祉施設等調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象名簿作成
・障害福祉サービス経営実態調査 【社会・福祉局障害保健福祉部】	○* 11/10開札により業者決定(予定)	○*	○*	○* エラーチェック、疑義照会等(予定)	○*	○* 集計、分析、報告書作成(予定)	
・全国母子世帯等調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	
・乳幼児栄養調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	
・全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年母労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・乳幼児身体発育調査 【雇用均等・児童家庭局】	14,711	1950年	全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資する。	・母子保健法に基づく市町村等の母子保健事業において乳幼児の保健指導に活用する母子健康手帳の資料 ・母子保健の政策目標である「健やか親子21」の目標達成状況の把握(母乳育児率)	1,635	15,838	0	0	0	0	0
・地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局】	13,953	1997年	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	・保育料や短時間保育士のデータ等について、子ども・子育て新システム検討資料 ・定員の弾力化についてについて、通知改正の検討 ・認可外施設のデータについて、少子化対策部会にて利用	3,119	7507	0	0	0	0	0
・児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局】	13,833 (H19)	1961年	家庭状況等として環境上の理由により、児童福祉法に基づいて、里親に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設に保護されている母子世帯の児童並びにその保護者の実態を明らかにして、児童福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・児童福祉法の改正等、社会的養護施策の充実を図るための検討資料	1,961	6,044	0	0	0	0	0
・中国残留邦人等実態調査 【社会・福祉局】	11,512 (H21)	1984年	永住帰国した中国残留邦人等の生活実態を明らかにし、支援施策に関する基礎資料を整備する。	・制度改正、国会答弁(前回調査実績)	-	364 (H22)	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・乳幼児身体発育調査 【雇用均等・児童家庭局】	調査員	国勢調査地区のなかの3,000地区	層化無作為抽出	13,860人 150病院	本省一都道府県・保健所設置市・特別区一保健所一調査班一対象	10年	1年	1年	81.4%
・地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局】	郵送	地域児童福祉事業等調査により把握された認可外保育施設名簿	層化無作為抽出	約2万世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一認可外保育施設一対象	毎年	1年6ヶ月	-	85.7%
・児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局】	郵送	社会福祉施設等調査報告等により把握された社会的養護関係施設名簿	悉皆	約48,000人 (内訳) 里親委託児童:3,611人 児童養護施設入所児童:31,593人 情緒障害児短期治療施設入所児童:1,104人 児童自立支援施設入所児童:1,995人 乳児院入所児童:3,299人 母子生活支援施設入所児童:6,552人	本省一都道府県・指定都市・児童相談所設置市一社会的養護関係施設一対象	5年	17ヶ月	17ヶ月	ほぼ100%
・中国残留邦人等実態調査 【社会・援護局】	郵送	昭和36年4月1日以降に永住帰国し、平成21年10月1日時点で日本国内に居住している中国残留邦人等全員。ただし、調査基準日において、永住帰国日より1年を経過していない者を除く。	悉皆	約6,500人	本省一民間事業者一対象	不定期	約1年	約1年	72.6%

45

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・封筒の配付	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・乳幼児身体発育調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・中国残留邦人等実態調査 【社会・援護局】		○	○	○	○	○		

46

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・福祉行政報告例 【大臣官房統計情報 部】	9,390	1886年	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を効率的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	・生活保護制度、保育所の待機児童解消をはじめとする保育施策、児童虐待防止法等に関する現状把握及び改善方策検討資料	49,804	19,101	2	2	0	0	0
・被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査) 【社会・援護局】	6,862	1946年	この調査は、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	・生活保護基準の改定や、普通地方交付税の算定、地域別最低賃金の検討等に用いられている。	12,872	10,262	1	0	0	0	0
・福祉事務所現況調査 【社会・援護局】	6,305	1951年	この調査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき設置されている福祉に関する事務所について、その組織及び活動の現況を把握することにより、福祉事務所の運営指導等に関する基礎資料を得る。	・福祉事務所のあり方に関する検討委員会など	2,456	4,856	0	0	0	0	0
・消費生活協同組合(連 合会)実態調査 【社会・援護局】	6,050	1956年	消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に関する事業の状況、財務の状況等の基本的な事項を明らかにし、消費生活協同組合制度に関する施策形成のための基礎資料を得る。	・生協制度見直しに係る検討に当たった基礎資料 ・所管行政庁(国、都道府県)による各生協に対する指導・監督に当たった基礎資料	7,978	2,364	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・福祉行政報告例 【大臣官房統計情報 部】	オンライン/ 郵送	都道府県・指定都市・中核市、一部報告は福祉事務所・児童相談所等	悉皆	106県市	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所・児童相談所等	毎月、毎年度末	月報:約2ヶ月 年度報:約7ヶ月	約1年	100%
・被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査) 【社会・援護局】	郵送	福祉事務所一覧	層化無作為抽出	1,244福祉事務所(基礎調査:全国の被保護世帯又は6月1ヶ月間に保護を廃止した世帯)(個別調査:無作為抽出(10分の1)した世帯)	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所	毎年	12ヶ月	24ヶ月	100%
・福祉事務所現況調査 【社会・援護局】	郵送	全福祉事務所	悉皆	1,244福祉事務所	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所	毎年	約6ヶ月	約6ヶ月	100%
・消費生活協同組合(連 合会)実態調査 【社会・援護局】	オンライン/ 郵送	全国の消費生活協同組合(連合会)	悉皆	約1,100組合	(大臣所管) 本省一厚生労働大臣所管組合 (都道府県所管) 本省一都道府県一各都道府県知事所管組合	毎年	約1年3ヶ月	約1年3ヶ月	約95%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・福祉行政報告例 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			H21.10.7概況公表(年度報)
・被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査) 【社会・援護局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・福祉事務所現況調査 【社会・援護局】		○	○		○	○		
・消費生活協同組合(連合会)実態調査 【社会・援護局】		○	○	○		○	調査票の加工	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・医療扶助実態調査 【社会・援護局】	5,738	1952年	この調査は、生活保護法による医療扶助受給者の診療内容を把握し、被保護階層に対する医療対策その他厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	・他の制度で給付対象となる医療を受診している者がいる可能性が判明し、検討を行った上で、他法他施策の適正な活用に関する通知を发出 ※生活保護制度では、他法他施策における医療給付がある場合には、生活保護に優先して他制度を活用しなければならないと規定している。 ・一般患者と生活保護受給者とを比較し、後発医薬品の使用割合に差異が見られたことから、後発医薬品の使用促進通知を发出	800	3,955	1	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・医療扶助実態調査 【社会・福祉局】	郵送	福祉事務所一覧	層化無作為抽出	1,244福祉事務所 (6月基金審査分) (入院外:1/20) (入院(病院):1/10) (入院(診療所):1/5) (歯科:1/10) (調剤:1/20)	本省一都道府県・指定都市・中核市・福祉事務所	毎年	12ヶ月	24ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵票審査・様名照会	データ入力	集計	その他 (分類不能・留意事項など)	
・医療扶助実態調査 【社会・福祉局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		

一般統計調査

(社会保険・社会保障等)

53

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調 査及び介護事業経営実 態調査及び介護従事者 処遇状況等調査(※)の 統合) 【老健局】	220,907	2010年	平成21年度介護報酬改定及 び介護職員処遇改善交付金 の影響による介護従事者の処 遇改善の状況を把握するとと もに、介護保険施設・事業所 の経営状態を把握すること により、次期介護報酬改定に必 要な基礎資料を得る。	・介護報酬改定	292		0	0	0	0	
・社会医療診療行為別 調査 【大臣官房統計情報 部】	154,689	1955年	全国健康保険協会管掌健康 保険、組合管掌健康保険、国 民健康保険及び後期高齢者 医療制度における医療の給付 の受給者にかかる診療行為の 内容、傷病の状況、調剤行為 の内容及び薬剤の使用状況 等を明らかにし、医療保険行 政に必要な基礎資料を得る。	・中央社会保険医療協議会等における診療報酬 改定の検討資料	64,987	15,647	57	56	1		
・医療経済実態調査(医 療機関等調査) 【保険局】	88,890 (H21)	1970年	病院、一般診療所及び歯科診 療所並びに保険薬局における 医療経営等の実態を明らかに し、社会保険診療報酬に関す る基礎資料を整備することを 目的とし、中央社会保険医療 協議会が実施している。	・中央社会保険医療協議会において、診療報酬 改定に直接使用 ・行政刷新会議及び財務省においても診療報酬 改定の検討資料	14,501	8,951	0	0	0	0	
・医療経済実態調査(保 険者調査) 【保険局】	1,159 (H21)	1970年	医療保険制度の保険者の財 政状況の実態を把握し、社会 保険診療報酬に関する基礎資 料を整備する。	・中央社会保険医療協議会	1,421	2,963	0	0	0	0	

54

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査(※)の統合) 【老健局】	郵送/オンライン	介護サービス施設・事業所調査の名簿	層化無作為抽出	①約8,000施設及び事業所 ②約18,000施設及び事業所 ③約25,000施設及び事業所	本省一介護保険施設及び事業所	毎年 (3年間のローテーション)	約6ヶ月	約9ヶ月	82.9% (平成21年度調査)
・社会医療診療行為別調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会	層化無作為二段抽出法	診療報酬明細書 約44万枚 調剤報酬明細書 約8万枚	本省一社会保険診療報酬支払基金都道府県支部・都道府県国民健康保険団体連合会	毎年	約1年	約1年6ヶ月	100%
・医療経済実態調査(医療機関等調査) 【保険局】	郵送	社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所及び歯科診療所並びに1ヶ月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局	DPC対象の有無、病床規模別、地域別等に層化し、一定の抽出率で無作為に抽出する。	約6,700医療機関	本省一民間事業者一対象	2年	中央社会保険医療協議会において診療報酬改定の議論の際の資料として使用することにより公表する。 【前回実績】 調査実施月：平成21年6月 公表時期：平成21年10月30日	平成21年度の調査では、平成21年6月に調査を実施し、平成21年10月30日に公表した。	病院が60.1%、一般診療所が49.1%、歯科診療所が67.9%、保険薬局が72.1% (平成21年度調査)
・医療経済実態調査(保険者調査) 【保険局】	郵送	保険者	悉皆	約1,500保険者	本省一民間事業者一対象	2年	10月	6ヶ月以内	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・委員会	データ入力	集計	その他 (分領不能、留忌事項など)	
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査(※)の統合) 【老健局】	○	○	○	○	○	○		平成22年度より3事業を統合して実施 ※毎年テーマ変更あり
・社会医療診療行為別調査 【大臣官房統計情報部】		○		○ (個票審査のみ)	○		データ符号化	H21.6.25概況公表
・医療経済実態調査(医療機関等調査) 【保険局】		○	○	○	○	○		
・医療経済実態調査(保険者調査) 【保険局】		○	○	○	○	○		調査は21年度実施済

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条		
・介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部】	88,749	2000年	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得る。	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	44,154	48,376	12	10	2		
・公的年金加入状況等調査 【年金局】	85,173	1983年	世帯員個々の公的年金加入状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営のための基礎資料を得るとともに、「新年金制度の基本原則」に則った新年金制度関連法案について、平成25年度の成立を目指すこととしており、その検討のための基礎資料を得る。	・年金制度の現状把握や年金の未加入者対策等 公的年金事業の運営に必要な資料であり、国会対応や審議会等の資料	-	4,170	0	0	0		
・国民年金被保険者実態調査 【年金局】	64,260 (H20)	1987年	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得る。	第1号被保険者における年金制度の現状把握、国民年金保険料の未納対策のための検討資料及び国会対応の資料として活用している。	-	8,542	0	0	0		
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	37,433 (H19)	2007年	社会保障制度の社会全体の負担と給付の在り方に関する制度横断的な議論に必要な世帯状況とそこに同居する構成員の生活実態などの基礎資料を得る。 具体的には、日本の世帯構成と家計の実態、家族の中で行われる助け合いのしくみ、個人の社会・経済的な活動の実態、現在利用している社会保障制度などについて調べる。	・公的年金、公的医療保険、公的扶助などの社会保障制度の諸政策の立案・改正、特に生活困難を抱える世帯に対する諸制度の検討の際の資料	153	2,443 ※社人研HPへのアクセス数 H21.12.24公表	0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	都道府県等からの介護保険施設等の情報	愚智	約136,200事業所 約183,800利用者	本省一民間事業者一施設・事業所	毎年	約1年4ヶ月	約1年8ヶ月	約90%
・公的年金加入状況等調査 【年金局】	調査員	国民生活基礎調査における調査区	無作為抽出	国民生活基礎調査の調査区のうち、1,800地区内の全世帯の15歳以上の世帯員	本省一日本年金機構一調査員一対象	3年	約1年	約1年	66.9% 平成16年調査(前回)
・国民年金被保険者実態調査 【年金局】	郵送	日本年金機構が保有する被保険者データ	無作為抽出	個人調査:約6万人 市区町村調査:約12万人	個人調査:本省一対象 市区町村調査:本省一市区町村	3年	約1年	約1年	個人調査 37.8%市区町村調査 96.8% 平成20年(前回)
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約16,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成21年12月 (実施より約2年5ヶ月)	平成22年3月(実施より約2年9ヶ月)	68%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考	
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	簡章審査・疑義照会	データ入力	集計		その他 (分類不能、留意事項など)
・介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象名簿作成	H21.1.23概況公表
・公的年金加入状況等調査 【年金局】		○	○	○	○	○		H19年未実施
・国民年金被保険者実態調査 【年金局】		○	○		○	○		
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実地調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○		○			社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。

59

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・所得再分配調査 【政策統括官】	29,961 (H20)	1962年	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における有効な施策立案の基礎資料を得る。	・経済財政諮問会議、社会保障国民会議、税制調査会等の資料 ・厚生労働白書や、目的外申請による他機関での研究材料	4,617	4,378	4	1	3		
・医療費の動向調査 【保険局】	23,218	2006年	審査支払機関で処理された診療報酬等の計数を集計し、医療費の動向を把握する。	・制度改正、制度運営等	366	35,453	0	0	0		
・保険医療材料等使用状況調査 【保険局】	18,997 (H21)	1978年	医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得る。	・診療報酬改定の基礎資料	31		0	0	0		
・介護給付費実態調査 【大臣官房統計情報部】	15,008	2001年	介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得る。	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	28,534	12,495	16	16	0		

60

統計調査名	調査方法	母集団名簿の特長等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・所得再分配調査 【政策統括官】	調査員	国勢調査区	層化無作為抽出	約12,500世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市・福祉事務所一調査員一対象	3年	調査実施から約2年	調査実施から約2年	52.4% (H20年調査)
・医療費の動向調査 【保険局】	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会より必要データを購入	保険者及び保険医療機関等	悉皆	約3,500保険者 約210,000保険医療機関	本省一社会保険診療報酬支払基金 本省一国民健康保険中央会一国民健康保険団体連合会	毎月	おおむね4ヶ月	集計完了後速やかに公表	100%
・保険医療材料等使用状況調査 【保険局】	郵送	保険医療機関	在宅時医学管理又は在宅患者訪問診療を1ヶ月に20件以上行うかつ、内科又は呼吸器科を標榜している一般診療所。放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上の一般病院	約2,000医療機関	本省一対象	不定期(約2年)	非公表(前は平成22年2月12日に調査を元にした中医協資料を公表)	非公表	62.9%
・介護給付費実態調査 【大臣官房統計情報部】	郵送(電磁的記録媒体)	都道府県国民健康保険団体連合会	悉皆	介護予防サービス・介護サービス利用者約380万人の介護給付費明細書及び給付管理票	本省一都道府県国民健康保険団体連合会	毎月	約2ヶ月	約9ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	票番号・氏名照会	データ入力	集計	その他 (分組不能、留置事項など)	
・所得再分配調査 【政策統括官】		○	○	○ (票番号のみ)	○	○		
・医療費の動向調査 【保険局】								
・保険医療材料等使用状況調査 【保険局】		○	○			○		
・介護給付費実態調査 【大臣官房統計情報部】		○	○					H21.7.30概況公表(年度報)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・ 歯科技工料調査 【保険局】	6,266 (H21)	1979年	歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得る。	・ 診療報酬改定の基礎資料	31		0	0	0	0	
・ 年金制度基礎調査 【年金局】	5,382	1983年	年金受給者の日常生活、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得る。	・ 年金制度運営上の基礎資料 ・ 社会保障国民会議の資料 ・ 法案の財政影響検討資料	5,447	4,643	0	0	0	0	
・ 訪問看護療養費実態調査 【保険局】	3,011 (H21)	1988年	訪問看護療養費の実態を把握し、翌年度の診療報酬改定における当該療養費改定の基礎資料とする。	診療報酬改定における基礎資料とすることを予定。	43		0	0	0	0	
・ 健康保険・船員保険被 保険者実態調査 【保険局】	1,604	1966年	健康保険・船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属する事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を把握し、制度運営のための基礎資料を得る。	・ 高齢者医療制度改革会議資料、制度改革、制度運営等	7,929		0	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・ 歯科技工料調査 【保険局】	郵送	歯科医療機関及び 歯科技工所	歯科医療 機関につ いては、 100分の 1、歯科技 工所につ いては、10 分の1の抽 出率に よって無 作為に抽 出。	約1,200歯科医療機 関及び歯科技工所	本省一対象	2年	非公表(前回は平成22 年2月12日に調査を元 にした中医協資料を公 表)	非公表	歯科医療 機関が 57.0%、 歯科技工 所が44.6%
・ 年金制度基礎調査 【年金局】	郵送	日本年金機構が保 有する年金受給者 データ	無作為抽 出	27,000人	本省一対象	毎年	約1年	約1年	60%
・ 訪問看護療養費実態 調査 【保険局】	郵送	審査支払機関	無作為抽 出	約25,000人	本省一審査支払機関	2年	中央社会保険医療協議 会での審議状況等を踏 まえ公表する。(前回は 平成22年11月11日に調 査を元にした中医協資 料を公表)	未定	100%
・ 健康保険・船員保険被 保険者実態調査 【保険局】	郵送	組合管掌健康保険 の被保険者及び船 員保険の被保険者	組合管 掌…無 作為 船員保 険…愚 管	組合…300,000人 船保…65,000人	本省一地方厚生局一 保険者(健康保険組 合)	毎年	10月	1年以内	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	総務審査・員 覧照会	データ 入力	集計	
・歯科技工料調査 【保険局】		○	○			○	
・年金制度基礎調査 【年金局】		○	○		○	○	
・訪問看護療養費実態 調査 【保険局】		○				○	
・健康保険・船員保険被 保険者実態調査 【保険局】		○			○		

一般統計調査

(雇用・労働関係)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・雇用動向調査 【大臣官房統計情報部】	54,465	1964年	主要産業の事業所における入職者、離職者等についての属性、入職及び離職に関する事情等について調査し、労働力の移動の実態を明らかにする。	・雇用対策基本計画、労働移動支援助成金及び高齢者等職業安定対策基本方針等の参考指標	22,683	15,347	2	0	0	2	2
・能力開発基本調査 【職業能力開発局】	49,812	2006年	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	・新成長戦略、雇用戦略対話、労働政策審議会、職業能力開発分科会等における施策の目標設定等	13,985	7,026	0	0	0	0	2
・労働安全衛生特別調査(労働環境調査) 【大臣官房統計情報部】	46,192 (H18)	1976年	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成を含めた今後の労働安全衛生行政運営上の基礎資料として、労働安全衛生対策の推進に資する。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	6,847	1,871	0	0	0	0	0
・労働安全衛生特別調査(労働安全衛生基本調査) 【大臣官房統計情報部】	32,522 (H22)	1966年	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料を得る。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	3,184	1,949	0	0	0	0	0
・労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査) 【大臣官房統計情報部】	31,624 (H19)	1974年	労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働安全衛生行政の推進に資する。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	9,919	5,275	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・雇用動向調査 【大臣官房統計情報部】	調査員	平成18年事業所・企業統計調査、毎月 動労統計調査	事業所 票：層化 無作為抽出 個人票： 抽出事業 所から無	29,250事業所 321,000人(入職者) 260,000人(離職者)	本省一都道府県労働局一公共職業安定所一調査員一対象	毎年7.1月	約6～8ヶ月	約11ヶ月	(事業所票)70.8% (入職者票)64.4% (離職者票)82.9%
・能力開発基本調査 【職業能力開発局】	調査員/郵送	事業所・母集団データベース	層化無作為抽出	企業：約7,100 事業所：約6,700 労働者：約28,000	・企業：本省一民間事業所一対象企業 ・事業所：本省一民間事業所一調査員一対象事業所 ・個人：本省一民間事業所一調査員一対象事業所一対象労働者	毎年	7ヶ月	9か月間	企業：45% 事業所：66.7% 労働者：40.3%
・労働安全衛生特別調査(労働環境調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約12,700事業所 約600工事現場 約13,300労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約67%
・労働安全衛生特別調査(労働安全衛生基本調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約12,000事業所、 約18,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約70%
・労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約14,000事業所 約18,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約70%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・採 査照会	データ 入力	集計	
・雇用動向調査 【大臣官房統計情報 部】		○		○ (個票審査 のみ)	○	○	
・能力開発基本調査 【職業能力開発局】		○	○	○ (個票審査 のみ)	○	○	
・労働安全衛生特別調 査(労働環境調査) 【大臣官房統計情報 部】		○			○		電話督促
・労働安全衛生特別調 査(労働安全衛生基本 調査) 【大臣官房統計情報 部】		○			○		電話督促 毎回テーマ変更
・労働安全衛生特別調 査(労働者健康状況調 査) 【大臣官房統計情報 部】		○			○		電話督促

統計調査名	平成22年 度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・労働安全衛生特別調 査(建設業労働災害防 止対策等総合実態調 査) 【大臣官房統計情報 部】	31,071 (H21)	1994年	建設業における安全衛生管理 体制、安全衛生活動、工事の 施工体制、現場での安全衛生 教育・指導の状況、労働者の 安全衛生意識等の実態を把 握することにより、今後の労働 安全衛生行政運営に資する基 礎資料とする。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資 料	3,219	297	0	0	0	0	0
・労働安全衛生特別調 査(技術革新と労働に 関する実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	30,667 (H20)	1983年	情報通信等の技術革新の進 展に伴う労働態様の変化、そ れに対する労働者の適応、事 業所における職場環境や労働 者の衛生管理等の実態を把 握し、労働安全衛生行政推進 のための基礎資料とする。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資 料	1,893	3,037	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(就業形 態の多様化に関する総 合実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	45,254	1956年 (就業形態の 多様化に関す る総合実態調 査は1987年に 第1回を開始)	正社員及び正社員以外の労働 者のそれぞれの就業形態に ついて、事業所側、労働者 側の双方から意識的な面を含 めて把握することで、多様な 就業形態に関する諸問題に的確 に対応した雇用政策の推進等 に資する。	・労働政策審議会、有期労働契約研究会、雇用 政策研究会等の行政資料	10,302	9,266	2	1	1	1	1
・雇用構造調査(転職者 実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (転職者実態 調査は1998年 に第1回を開 始)	転職者の就業実態を把握する ことによって、円滑な労働移動 を促進し、労働力需給のミス マッチの解消を図るための雇 用政策に資する。	・労働政策審議会での行政資料として活用	2,121	5,184	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約8,500事業所 約3,100工事現場 約11,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約74%
・労働安全衛生特別調査(技術革新と労働に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約11,000事業所 約16,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約73%
・雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成18年事業所・企業統計調査	事業所票:層化無作為抽出 個人票:抽出事業所から無作為抽出	約17,000事業所 約60,000人(労働者)	本省一事業所 本省一民間事業者一 事業所一労働者	不定期	約11ヶ月	約18ヶ月	(事業所票) 69.1% (個人票) 56.5%
・雇用構造調査(転職者実態調査) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	平成16年事業所・企業統計調査	事業所票:層化無作為抽出 個人票:抽出事業所から無作為抽出	6,721事業所 6,637労働者	・本省一事業所一調査員一公共職業安定所一労働局一本省(事業所票) ・調査員一事業所一労働者一本省(個人票)	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所票) 69.8% (個人票) 66.6%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・封筒の配布	データ入力	集計	その他 (分箱不能、留意事項など)	
・労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	
・労働安全衛生特別調査(技術革新と労働に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】								
・雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○		督促	・平成22年調査 ・回収率は平成19年調査の数値
・雇用構造調査(転職者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成18年調査

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・雇用構造調査(若年者 雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (若年者雇用 実態調査は 1985年に第1 回を開始)	事業所における若年労働者の 雇用状況及び、若年労働者が どのような就業を希望してい るか、また、実際にそうした就 業ができていないか等の就業 に関する意識や状況を把握す ることにより、各社の若年者 雇用対策に資する。	・労働政策審議会、若年者 キャリア支援研究会での行政 資料	1,103	2,017	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(高齢者 雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (高齢者雇 用実態調査は 1974年に第1 回を開始)	高齢者の雇用状況を把握す るとともに、改正高齢者雇 用安定法施行後の事業所に おける実態を把握すること により、今後の高齢者雇用 対策・就業対策に資する。	・労働政策審議会、社会保 障国民会議での行政資料	17	2,312	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(求職者 総合実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (求職者総合 実態調査は 1979年に第1 回を開始)	公共職業安定所に求職申し 込みを行った求職者の履歴、 求職理由、求職条件、求職 申し込み方法、教育訓練等 の内容等を調査し、今後の雇 用対策及び雇用保険事業の 合理化に資する。	・総合的雇用情報システム 更改に伴う職業紹介業務取 り扱い要領改訂に係る基礎 資料	1,043	3,848	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(パート タイム労働者総合実態 調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (パートタイム 労働者総合 実態調査は 1990年に第1 回を開始)	パートタイム労働者の就労 状況の実態及び雇用管理の 実態を把握し、今後のパート タイム労働に関する施策の 資料とする。	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	6,617	9,168	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・雇用構造調査(若年者 雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	事業所 票：層化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 作為抽出	16,886事業所 23,436労働者	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 58.6% (個人票) 65.1%
・雇用構造調査(高齢者 雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	層化無作 為抽出	9,704事業所	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 66.9%
・雇用構造調査(求職者 総合実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	公共職業安定所に 求職申し込みを行っ た者	層化無作 為抽出	20,378人 (第1回、第2回とも同 じ)	第1回 本省一都道 府県労働局一公共職 業安定所一調査員一 対象 第2回 本省一対象	不定期 (第1回か ら第2回ま では半期)	第1回 約6ヶ月 第2回 約11ヶ月	約14ヶ月	(個人票) 第1回 65.4% 第2回 58.5%
・雇用構造調査(パート タイム労働者総合実態 調査) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	平成16年事業所・企 業統計調査	事業所 票：層化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 作為抽出	9,133事業所 24,469労働者	・本省一事業所一調 査員一公共職業安定 所一労働局一本省 (事業所票) ・調査員一事業所一 労働者一本省(個人 票)	不定期	12ヶ月	18ヶ月	(事業所 票) 72.8% (個人票) 54.9%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・回収照会	データ入力	集計	その他(分類不能、留意事項など)	
・雇用構造調査(若年者雇用実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			・平成21年調査 ・報告書は未発行なので、予定。
・雇用構造調査(高齢者雇用実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成20年調査
・雇用構造調査(求職者総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			・平成14年調査 ・回収率は有効回答率の数値
・雇用構造調査(パートタイム労働者総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			・平成18年調査 ・回収率は有効回答率の数値

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		1956年 (派遣労働者実態調査は2004年に第1回を開始)	派遣先事業所の雇用の変化や派遣労働者への対応状況を把握するとともに、派遣労働者の就業の経歴や意欲、賃金等の就労条件教育訓練等の実態を把握する。	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」 ・労働政策審議会「職業安定分科会労働力需給制度部会」の資料	7,776	5,310	1	1			
・雇用構造調査(企業における採用管理等に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】		1956年 (採用管理等に関する実態調査は2007年に第1回を開始)	企業における人材確保、特に正社員の中でも中核となる人材をいかに確保するかという点を中心に、採用方針、人材ニーズ等を把握し、今後の雇用対策に資する。	・雇用政策研究会での行政資料	2,017	3,730	0	0	0	0	0
・最低賃金に関する実態調査 【労働基準局】	31,827	ア 賃金改定状況調査 1978年 イ 最低賃金に関する基礎調査 1971年	本調査は、最低賃金法第28条により、最低賃金制度が円滑に実施されるように、厚生労働大臣にその実施が義務付けられている調査であり、低賃金労働者の賃金実態等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に利用されるために行われるものである。	ア 賃金改定状況調査 中央最低賃金審議会においては、毎年度の地域別最低賃金額改定の目安の審議において、本調査結果を基に引上げ幅を決定している。 イ 最低賃金に関する基礎調査 地方最低賃金審議会においては、毎年度の地域別最低賃金額等の改定の審議において、本調査結果を基に引上げ幅を決定している。	1,310	6,214	0	0	0	0	0
・労働災害動向調査 【大臣官房統計情報部】	28,557	1952年	主要産業における労働災害の発生状況を明らかにする。	・「労働災害防止計画」 ・ILO国際労働統計家会議の採択内容に基づいた統計調査として実施	9,522	14,955	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	事業所票: 層化無作為抽出 個人票: 抽出事業所から無作為抽出	16,123事業所 13,656労働者	・本省一事業所一統計調査員一公共職業安定所一労働局一本省(事業所票) ・調査員一事業所一労働者一本省(個人票)	不定期	10ヶ月	12ヶ月	(事業所票) 72.7% (派遣労働者票) 67.0%
・雇用構造調査(企業における(採用管理等に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成16年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	7,022企業	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(企業票) 62.0%
・最低賃金に関する実態調査 【労働基準局】	郵送/調査員	総務省による「事業所・企業統計調査」(平成18年)	層化無作為抽出	ア 約10,000事業所 イ 約100,000事業所	ア 本省一都道府県労働局一労働基準監督署一事業所 イ (往)本省一委託業者一事業所(復)事業所一都道府県労働局一本省	毎年6~7月	約2ヶ月	1~2ヶ月	ア 80.6% イ 79.5%
・労働災害動向調査 【大臣官房統計情報部】	オンライン/郵送	事業所・企業統計調査、労働保険適用事業場データを使用	層化無作為抽出	約30,000事業所、延べ約5,000工事現場	本省一対象	毎年7.1月(事業所調査: 毎年1月、総合工事業調査: 毎年7.1月)	約5ヶ月	約10ヶ月	約70%

77

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・回収票	データ入力	集計	その他 (分預不能、留意事項など)	
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成20年調査
・雇用構造調査(企業における(採用管理等に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成19年調査
・最低賃金に関する実態調査 【労働基準局】		ア ○ イ ○	イ ○ (配布のみ)		ア ○ イ ○	ア ○		
・労働災害動向調査 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	

78

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・就労条件総合調査 【大臣官房統計情報 部】	25,767	2001年	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 ・「高年齢者等職業安定対策基本方針」 ・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	31,359	7,168	2	1	1		
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報 部】	22,233				25,406		5	0	5		
・労働組合基礎調査 【大臣官房統計情報 部】		1947年	労働組合及び労働組合員の産業、地域、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにする。	・「労働政策審議会」の資料 ・労働大学講座の資料 ・「厚生労働白書」	10,846	387	0	0	0		
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19) 【大臣官房統計情報 部】		1983年	労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続等の状況を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標	3,887	1,482	0	0	0		
・労働協約等実態調査(H18) 【大臣官房統計情報 部】		1983年	労働環境が変化する中での労働組合と使用者の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を明らかにする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料	1,615	1,324	0	0	0		
・労働組合活動実態調査(H22) 【大臣官房統計情報 部】		1983年	労働環境が変化する中での労働組合活動の実態を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標	1,319	1,373	0	0	0		

79

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・就労条件総合調査 【大臣官房統計情報 部】	郵送/調査 員	事業所・企業統計調 査を使用	層化無作 為抽出	約6,100企業	本省一民間事業者一 対象	毎年	約10ヶ月	約12ヶ月	約70%
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報 部】	職員/郵送	なし	層化無作 為抽出	約70,000組合(全数)	本省一都道府県一労 政主管事務所一対象	毎年	約4.5ヶ月	約8ヶ月	100%
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	労働組合基礎調査 名簿	層化無作 為抽出	約3,700労働組合	本省一都道府県一労 政主管事務所一調査 員一対象	毎年 (5年ロー テーショ ン)	約13ヶ月	約16ヶ月	70.6%
・労働協約等実態調査(H18) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	労働組合基礎調査 名簿	層化無作 為抽出	約3,700労働組合	本省一都道府県一労 政主管事務所一調査 員一対象	毎年 (5年ロー テーショ ン)	約13ヶ月	約16ヶ月	65.1%
・労働組合活動実態調査(H22) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	労働組合基礎調査 名簿	層化無作 為抽出	約3,500労働組合	本省一都道府県一労 政主管事務所一調査 員一対象	毎年 (5年ロー テーショ ン)	約13ヶ月	約16ヶ月	80.0%

80

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・検証委員会	データ入力	集計	
・就労条件総合調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象企業名簿修正
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】							労働争議統計調査分を含む
・労働組合基礎調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○		
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○		予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働協約等実態調査(H18) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○		・調査方法について平成23年は郵送(調査員なし)で実施予定 ・予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働組合活動実態調査(H22) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○		予算額について、労使関係総合調査として計上

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・労使コミュニケーション調査(H21) 【大臣官房統計情報部】		1972年	労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料 ・労働大学講座の資料	1,876	1,800	0	0	0	0	0
・労働組合実態調査(H20) 【大臣官房統計情報部】		1983年	労働組合の組織、組合役員、組合財政及び組合活動の実態を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標 ・「労働経済の分析」	1,164	6,103	0	0	0	0	0
・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】		1946年	我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料 ・ILOへ毎年報告 ・「厚生労働白書」における「安定した労使関係の形成等」の資料	4,699	5,774	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労使コミュニケーション調査(H21) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約5,500事業所、 約6,500労働者	本省—都道府県—労政主管事務所—調査員—対象	毎年 (5年ローテーション)	約15ヶ月	約19ヶ月	事業所調査 65.3% 労働者調査 61.7%
・労働組合実態調査(H20) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	労働組合基礎調査名簿	層化無作為抽出	約3,900労働組合	本省—都道府県—労政主管事務所—調査員—対象	毎年 (5年ローテーション)	約13ヶ月	約17ヶ月	64.6%
・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	なし	悉皆	47都道府県	本省—都道府県(労政主管課)	毎月	約8ヶ月	約10ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・封筒の配布	データ入力	集計	その他 (分限不能、留忌事項など)	
・労使コミュニケーション調査(H21) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働組合実態調査(H20) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・障害者雇用実態調査 【職業安定局高齢・障害者対策部】	9,873 (H20)	1973年	主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している障害者数、賃金、労働時間、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活、相談相手、将来の不安等の実態把握を行い、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する検討資料を得る。	・制度、施策の見直しの検討資料	1,203	6,972	0	0	0	0	0
・雇用均等基本調査 【雇用均等・児童家庭局】	8,601	1988年	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	・少子化社会対策基本法に基づく「子ども・子育てビジョン」など政策プランの目標達成状況の把握(ポジティブ・アクションの取組状況、育児休業取得率など) ・女性の活躍推進協議会において使用 ・H21年6月の育児休業法の法改正審議における国会答弁(育児休業の状況等)など	3,567	7,669	0	0	0	0	0
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査) 【大臣官房統計情報部】	7,464	1966年	景気の動向、労働力の需給等の変化が、企業の雇用に及ぼしている影響等を調査し、労働経済全体の動向を把握し、迅速かつ適切な雇用対策を講ずる基礎資料とする。	・月例経済報告、雇用・能力開発機構のあり方検討会及び雇用政策研究会等の行政資料	25,507	12,876	0	0	0	0	0
・家内労働等実態調査 【雇用均等・児童家庭局】	5,811 (H18)	1970年	全国の家内労働者の労働条件等家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	・最低賃金新設・改正計画策定時の検討資料 ・労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会及び地方労働審議会における家内労働行政の運営方針等家内労働の現況等についての検討資料 ・家内労働法に係る周知啓発のための資料	1,180	3364	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・障害者雇用実態調査 【職業安定局高齢・障害者対策部】	職員/郵送	事業所・企業統計調査における5人以上規模の事業所	産業別、規模別に一定精度となるように抽出	調査対象とされた事業所とその事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者 約7,500事業所	本省-都道府県労働局-公共職業安定所-対象	5年	1年	約1年4か月	事業所調査 73.2% 個人調査 61.8%
・雇用均等基本調査 【雇用均等・児童家庭局】	郵送	平成18年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約6,000企業 約6,000事業所	本省-民間業者-対象	毎年	9ヶ月	13ヶ月	企業71.1% 事業所 77.8%
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査) 【大臣官房統計情報部】	オンライン/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	5,800事業所	本省-対象	毎四半期 (5, 8, 11, 2月)	約40日	約4か月	56.6%
・家内労働等実態調査 【雇用均等・児童家庭局】	郵送	家内労働概況調査により把握する家内労働者	層化無作為抽出	約2,900	本省-都道府県労働局-対象	毎年。ただし、来年度以降は周知調査に変更予定。	6ヶ月	6ヶ月	91.5%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・返書照会	データ入力	集計	その他 (分箱不能、留意事項など)	
・障害者雇用実態調査 【職業安定局高齢・障害者対策部】		○	○		○			前回調査は約7,500事業所が対象
・雇用均等基本調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○	○	○		
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (封入・封緘のみ)		○		電子調査票の作成	回収率は22年8月調査
・家内労働等実態調査 【雇用均等・児童家庭局】		○			○	○		

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年原労 右等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・労務費率調査 【労働基準局】	4,378 (H20)	1980年	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項に基づき、請負による建設の事業において労災保険料を算定する際に特例として「労務費率」を用いて算定することができることから、労災保険率の改定(原則3年に1度)に併せて労務費率の見直しを行っている。その見直しに当たって、建設の事業における労務費の実態を把握する。	・平成24年4月から適用する新労務費率への反映。	102	1,503	0	0	0	0	
・港湾運送事業雇用実態調査 【職業安定局】	2,593 (H20)	1985年	港湾労働法(昭和63年法律第40号)第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得る。	・平成20年の新たな港湾雇用安定等計画の策定の際の検討資料 ・港湾労働対策を推進するための基礎資料	107	2,209	0	0	0	0	
・賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部】	1,941	1969年 (卒業見込者数等調べ(前身の調査))	民間企業(労働組合のない企業を含む)における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	・中央最低賃金審議会における参考資料 「労働経済の分析」	15,176	6,843	0	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労務費率調査 【労働基準局】	郵送	労働保険関係成立届	層化無作為抽出	約1万事業場	本省一対象	3年	5ヶ月	—	52.4%
・港湾運送事業雇用実態調査 【職業安定局】	調査員	なし	悉皆	港湾労働法第2条第1項の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び門司港(6大港)において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行うすべての事業所 1,011所	本省一都道府県労働局一公共職業安定所一統計調査員一対象	5年	約3ヶ月	約3ヶ月	83.4%
・賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・母集団DBを使用	層化無作為抽出	約3,500企業	本省一対象	毎年	報告期限から3ヶ月余	報告期限から約6ヶ月	約50～60%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・封筒の審査	データ入力	集計	その他 (分類不能、留置事項など)	
・労務費率調査 【労働基準局】		○	○ (配布のみ)	○ (封筒審査のみ)	○	○		
・港湾運送事業雇用実態調査 【職業安定局】		○			○	○		
・賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部】		○			○			

一般統計調査 (その他)

91

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年度労 名等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
産業連関表作成基礎 調査 【大臣官房統計情報 部】	1,870 (H17) 2,101 (H18)	1975年	産業連関表作成のために、事業所がその事業活動に要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における必要な部門別投入構造に関する基礎資料を得る。	・経済政策の策定、経済分析、経済予測等の基礎資料	118	2537	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
産業連関表作成基礎調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	(1)平成16年事業所・企業統計調査 (2)衛生材料工業の業界団体名簿	有意抽出	900事業所	本省一調査事業所	5年	-	-	53.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・担当者会	データ入力	集計	その他 (分補不能、留意事項など)	
産業連関表作成基礎調査 【大臣官房統計情報部】		○			○			総務省予算により実施